
第2次

粕屋町男女共同参画計画(案)

※附属資料以外

令和7年4月

粕屋町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
(1) 世界の動き	1
(2) 国の動き	2
(3) 県の動き	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3

第2章 粕屋町の男女共同参画の現状

1 人口等の現状	5
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	5
(2) 家族類型別一般世帯数の推移	6
(3) 女性の年齢階級別労働力率の推移	7
(4) 子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移	8
(5) 雇用者の従業上の地位	9
(6) 政策・方針決定過程への女性の登用状況	10
2 町民意識調査からみた男女共同参画の現状	11
(1) 固定的性別役割分担意識	11
(2) 男女の地位の平等感	12
(3) 家庭生活について	13
(4) 地域活動について	15
(5) 女性が職業をもつこと	18
(6) 配偶者・パートナーからの暴力について	20
(7) 男女共同参画社会の実現について	21
3 粕屋町のこれまでの取組	22

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標と基本施策	25
3 計画の体系	27
4 本計画とSDGsとの関連	28

第4章 計画の内容

1 重点的な取組	29
2 具体的な取組	31
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	31
基本施策1. 男女共同参画についての意識啓発	31
基本施策2. 男女共同参画についての教育・学習の推進	34
基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	36
基本施策1. 女性の就労支援	36
基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進	38
基本施策3. 政策・方針決定の場への女性の参画推進	40
基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり	42
基本施策1. 子育て・介護と就労との両立支援	42
基本施策2. 困難な状況に置かれている人への支援	43
基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	45
基本施策1. 生涯を通じた健康支援	45
基本施策2. あらゆる暴力の根絶	47
基本施策3. 防災における男女共同参画の促進	51
■ 推進体制	
(1) 特定事業主行動計画の推進	53
(2) 推進体制の整備	54
(3) 計画の点検・評価	54
■ 計画の成果指標	55
■ 付属資料	
1 計画策定の経過	
2 粕屋町男女共同参画推進条例	
3 粕屋町男女共同参画計画審議会規則	
4 粕屋町男女共同参画審議会委員名簿	
5 諮問書	
6 答申書	
7 粕屋町男女共同参画審議会ワークショップ	
8 用語の解説	
9 関連法令	
(1) 男女共同参画社会基本法	
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」(以下、基本法という)が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。さらに、その実施計画である「男女共同参画基本計画」が2000年(平成12年)12月に策定されました。

粕屋町では、2015年(平成27年)に「粕屋町男女共同参画計画」を策定し、教育・啓発、保健福祉、子育て支援、労働、地域活動支援など多岐にわたる男女共同参画に関する様々な施策を体系化し、総合的に事業を推進してきました。

2023年(令和5年)12月に実施した町民意識調査では、固定的性別役割分担意識について『同感しない』人がこの5年間で増加し、固定的性別役割分担意識については解消傾向がみられることから、本町の男女共同参画に関わる施策に効果があったと評価されます。

しかしながら、家庭や政治、社会通念、慣習、しきたり、地域活動等多くの場において『男性優遇』であるとの認識は依然として高く、女性の方に不平等の認識が高いという状況がみられることから、男女共同参画社会の実現に向けては、今後さらなる課題の解消に向けた取り組みが求められているといえます。

そこで、粕屋町における男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるために、現在の計画を見直し、今後10年間の「第2次粕屋町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画策定の背景

(1)世界の動き

国際連合は1979年(昭和54年)に女性の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(CEDAW、女子差別撤廃条約)を採択し、様々な女性の人権擁護と男女平等の実現に向けた取組を展開してきました。その後、1995年(平成7年)に北京で開催された国連の「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」及び1996年(平成8年)までに各国が行動計画を策定するよう求めた「行動綱領」が採択されています。

2011年(平成23年)に、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足し、2015年(平成27年)には加盟国の法や政策などを通じた効果的かつ加速化された取組など具体的な行動への支援を求めた「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。さらに、同年国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)においては2030年(令和12年)までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。

近年では、G7やG20を始め、様々な国際会議や多国間協議においても意思決定過程への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられています。2023年(令和5年)に日本でG7サミットが開催され、G7の方向性及び行動として、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントに関するG7ジェンダー平等大臣共同声明(いわゆる「日光声明」)を採択しました。

(2)国の動き

日本では、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、1985年(昭和60年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、男女雇用機会均等法という)が成立しました。基本法の制定後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、女性活躍推進法という)、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などが施行され、多様な課題に対する新たな取組が求められています。

2024年(令和6年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、困難女性支援法という)が施行され、男女の経済格差などジェンダーに基づく生活課題の解決に向けた市町村の取組が求められています。また、2020年(令和2年)には新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響やデジタル社会への対応など新たな課題を踏まえた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2018年(平成30年)に労働時間法制の見直しなどを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、男性の働き方を見直してワーク・ライフ・バランスを推進する体制が整備されています。2023年(令和5年)には刑法が改正され不同意性交等罪が新設されて、性暴力への防止と対策の強化が進みました。同年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

このように、ジェンダー平等実現に向けて様々な方面における法律や制度が整備されてきました。しかしながら、各国における男女間の格差を測る国際的な指数の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は「政治」と「経済」分野の順位が低くなっており、諸外国に比べ女性の参画が大きく遅れています。

(3)県の動き

このような政府の取組に連動して、福岡県においても男女共同参画への取組が実施されてきました。2001年(平成13年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、同年「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。計画はその後改定を重ね、2021年(令和3年)には「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

同年に策定された「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」では、面前DV(ドメスティック・バイオレンス)など児童虐待の対応についてのさらなる連携強化、若年層や男性に向けた啓発の推進、新型コロナウイルス感染症に起因したDVの増加や深刻化への対応などを重点的に進めようとしています。

2019年(平成31年)3月には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」と連携しながら、被

被害者の総合的な支援や性暴力防止に向けた啓発など、全国に先駆けた先進的な取組が進められてきました。その他、県内の中学校及び高校への性暴力対策アドバイザーやデートDV（交際相手からの暴力）防止のための講師派遣事業を行っています。

2024年（令和6年）4月には、市町村や民間団体など多様な主体との連携による支援の推進が盛り込まれた「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が策定されました。

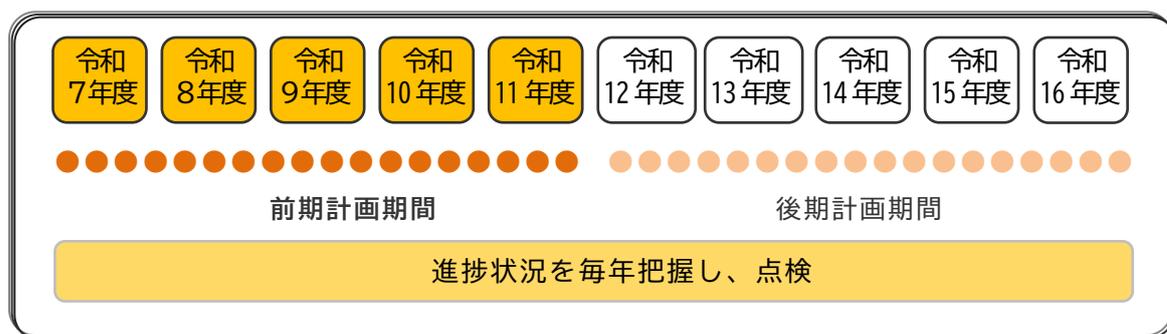
3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、2015年（平成27年）に施行された「粕屋町男女共同参画推進条例」第3条の基本理念を踏まえて第4条の町の責務に基づき、第11条に規定する男女共同参画に係る計画として策定するものです。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、粕屋町の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策推進の指針となるものです。
- (3) 本計画は、「第5次粕屋町総合計画」との整合性を図っており、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的、効率的に推進するために、他の分野別計画とも連携し、粕屋町の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるものです。また、SDGsの理念を踏まえて取り組むものです。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含むものであり、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画としても位置づけます。

4 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間を計画の期間としています。この計画の中間年である2029年度（令和11年度）には、社会情勢の変化や関連法の改正などを踏まえて、計画の点検と見直しを行います。

本計画の進捗状況については、毎年把握・点検し、公表するものとします。



第2章 粕屋町の男女共同参画の現状

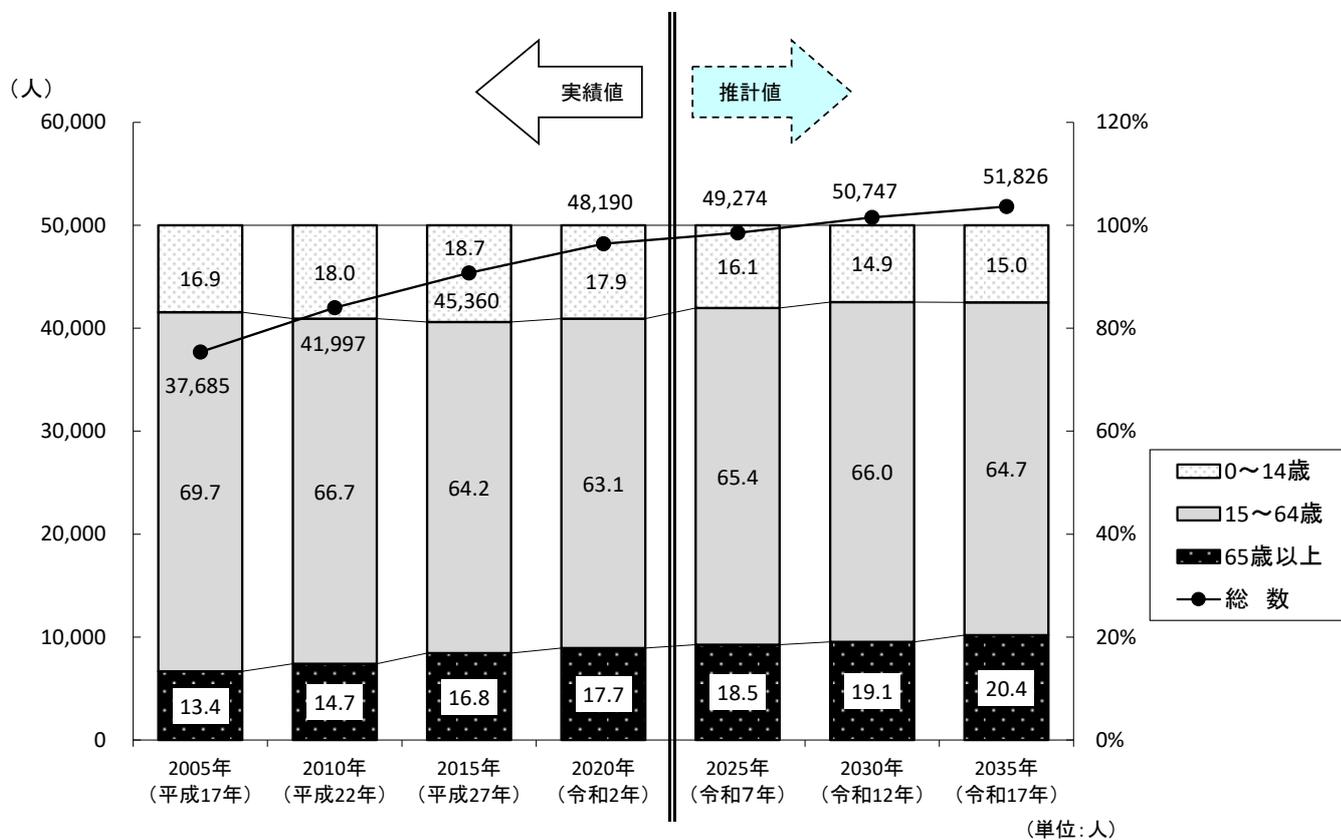
1 人口等の現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

国勢調査による粕屋町の総人口は、2005年(平成17年)は37,685人でしたが、2010年(平成22年)41,997人、2015年(平成27年)45,360人と増加し、2020年(令和2年)には48,190人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2025年(令和7年)には49,274人、2035年(令和17年)には51,826人と今後も増加が見込まれています。

図表 2-1-1 年齢区分別人口の推移と将来推計



(単位: 人)

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
0～14歳	6,360	7,572	8,503	8,617	7,925	7,573	7,756
15～64歳	26,283	28,007	29,125	30,431	32,222	33,503	33,521
65歳以上	5,032	6,190	7,641	8,514	9,127	9,671	10,549
総人口	37,685	41,997	45,360	48,190	49,274	50,747	51,826

【実績値】 資料: 各年国勢調査

総人口には年齢不詳を含むので、年齢3区分別人口の合計とは一致しない

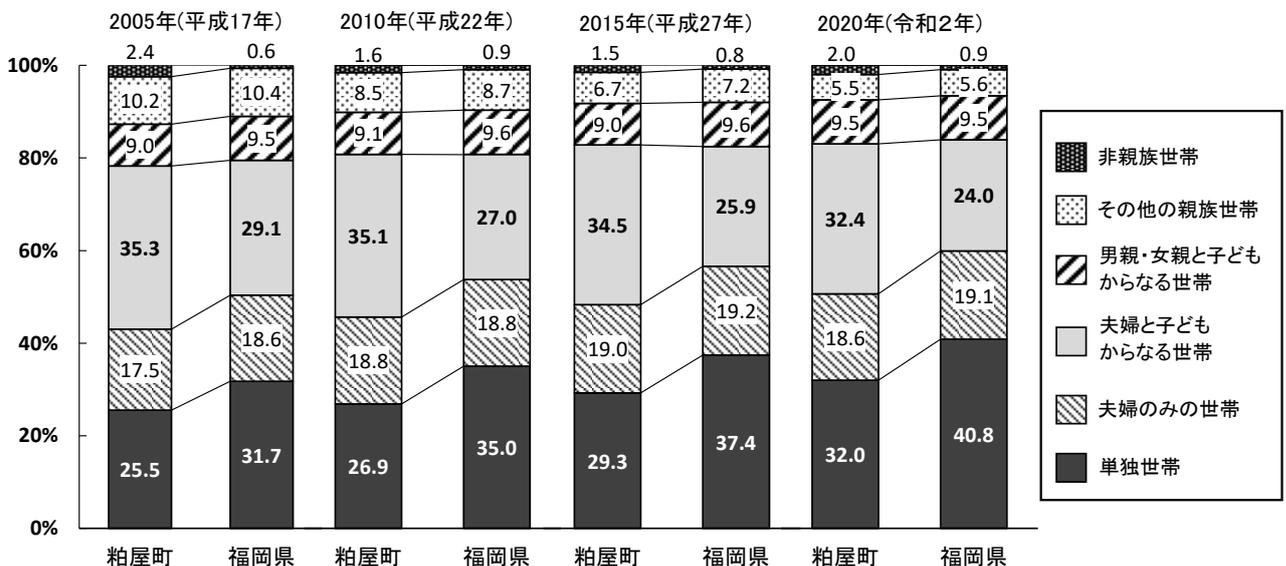
【推計値】 資料: 令和6年11月の国立社会保障・人口問題研究所(令和7年～令和27年)による将来推計人口・世帯数

(2) 家族類型別一般世帯数の推移

家族類型別一般世帯数の推移をみると、2005年(平成17年)には35.3%であった「夫婦と子ども世帯」の割合が2020年(令和2年)には32.4%と減少しています。「単独世帯」の割合は、2005年(平成17年)の25.5%から2020年(令和2年)には32.0%と6.5ポイント増加しています。

福岡県と比較すると、粕屋町は「夫婦と子ども世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっており、子育て家庭の割合が高いといえます。「男親・女親と子どもからなる世帯」(ひとり親世帯)は、9%程度で推移しており、福岡県と同じ程度で推移しています。

図表 2-1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



	2005年(平成17年)		2010年(平成22年)		2015年(平成27年)		2020年(令和2年)	
	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県
総数	14,098	1,984,662	16,196	2,103,383	17,991	2,192,369	19,853	2,308,878
単独世帯	3,601	630,031	4,356	736,339	5,263	820,806	6,358	942,993
夫婦のみ世帯	2,465	369,671	3,040	394,489	3,426	420,249	3,696	440,763
夫婦と子どもからなる世帯	4,971	578,203	5,688	567,730	6,213	567,372	6,434	553,879
母子または父子家庭	1,275	188,084	1,473	201,217	1,615	209,529	1,880	219,324
その他の親族世帯	1,444	206,523	1,383	183,962	1,203	156,857	1,096	130,349
非親族世帯	342	12,150	256	19,646	271	17,556	389	21,570

資料:各年国勢調査(世帯の家族類型「不詳」除く)

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

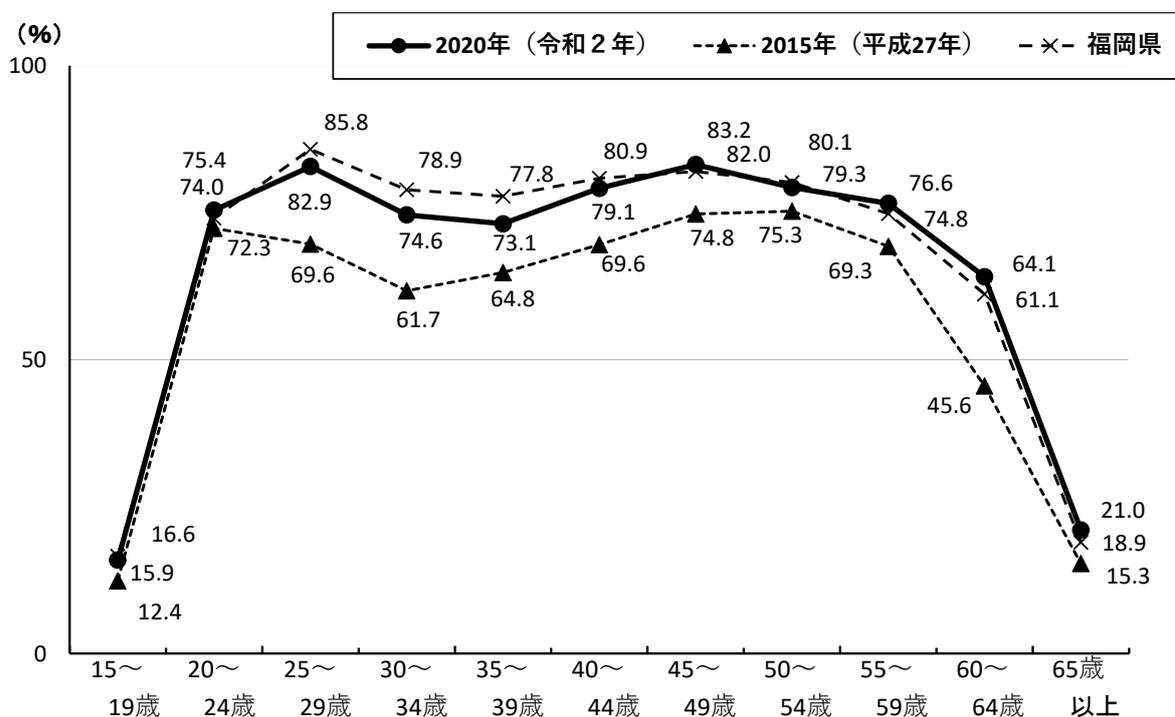
- 親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
 - 非親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
 - 単独世帯:世帯人員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分型としています。

(3) 女性の年齢階級別労働力率の推移

2020年(令和2年)をみると、25歳～29歳の82.9%をピークに30～34歳、35～39歳で7割台前半に低下し、40歳代から50歳代にかけて上昇するというM字型カーブを描いています。この結果から、本町においても結婚・出産期に仕事を離れる女性が多いことが伺えますが、本町の2015年(平成27年)の労働力率と比較すると、すべての年代で数値が上昇しており、結婚・出産期においても仕事を継続する女性が増加していることがわかります。

福岡県全体の労働力率と比較すると、20歳代後半から30歳代の数値はやや低くなっています。

図表 2-1-3 女性の年齢階級別労働力率の推移(福岡県比較)



※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

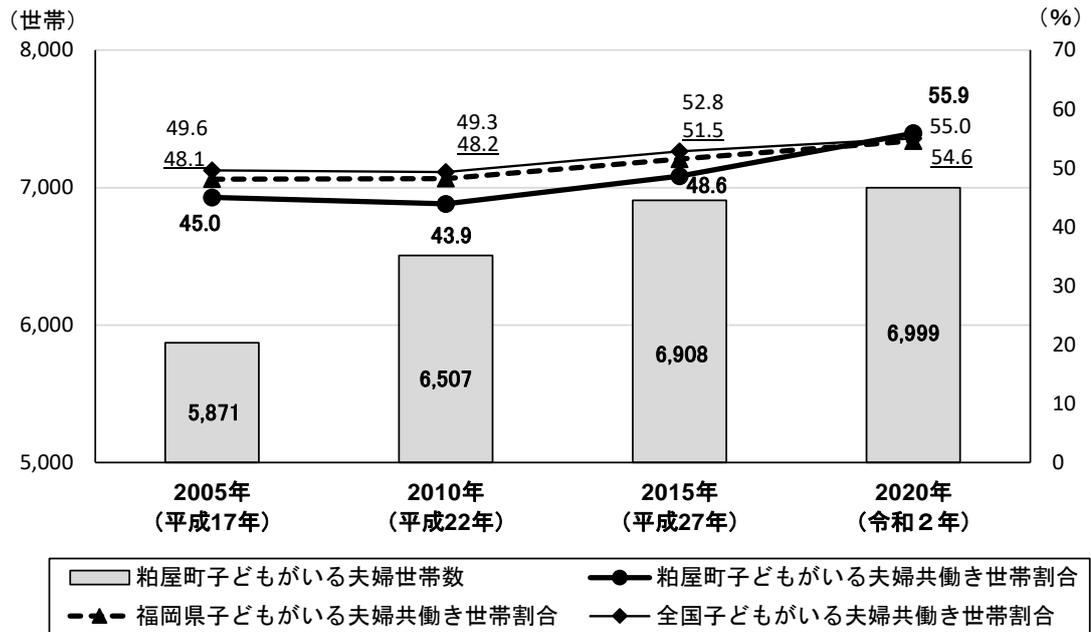
資料:各年国勢調査

(4)子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本町における子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移をみると、2010年（平成22年）の43.9%から徐々に増加し、2020年（令和2年）では55.9%が共働き世帯となっています。

全国、福岡県と比較すると、本町の共働き世帯の割合は2005年（平成17年）から全国、福岡県よりやや低い割合で推移してきましたが、2020年（令和2年）には、福岡県、全国と同程度まで高くなり、共働き世帯が増加していることがわかります。

図表 2-1-4 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移



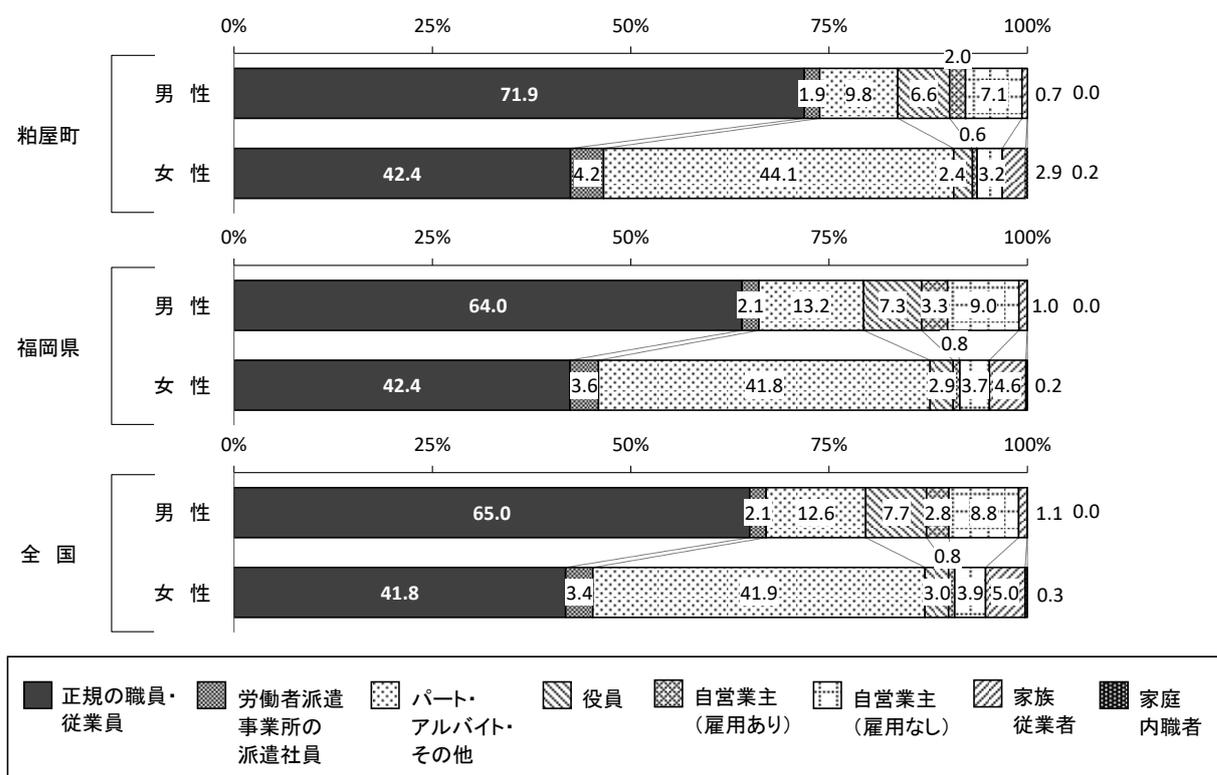
資料：各年国勢調査

(5)雇用者の従業上の地位

粕屋町における雇用者の従業上の地位を性別にみると、女性は男性に比べて正規の職員・従業員の割合が 29.5 ポイント低く、反対にパート・アルバイト・その他の割合は男性に比べて 34.3 ポイント高くなっています。

全国、福岡県と比較すると、男性の正規の職員・従業員の割合が女性に比べて高く、女性のパート・アルバイト・その他の割合が男性に比べて高いという傾向は変わりません。本町では女性のパート・アルバイト・その他の割合は 44.1%で、全国、福岡県より高くなっています。

図表 2-1-5 雇用者の従業上の地位(全国、福岡県比較)



資料:2020年(令和2年)国勢調査

(6)政策・方針決定過程への女性の登用状況

令和6年4月1日現在の審議会等における女性割合は34.1%となっており、全国の町村平均の登用率は、24.1%及び福岡県の町村平均28.8%(令和5年4月1日現在)のいずれも上回っています。また、町議会議員に占める女性割合は12.5%で、定数16人のうち2人が女性です。行政区長では、24人中1人、PTA役員では、63人中28人となっています。

①地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況 (単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
審議会等	232	153	79	34.1

②町議会議員に占める女性の割合 (単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
町議会議員	16	14	2	12.5

③自治会の女性の登用状況 (単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
行政区長	24	23	1	4.2
PTA役員	63	35	28	44.3

2 町民意識調査からみた男女共同参画の現状

第2次粕屋町男女共同参画計画の策定にあたり、町民の意識や実態を把握するために町民意識調査を実施しました。

(調査概要)

調査対象者：粕屋町在住の満20歳から79歳までの男女3,000人を無作為抽出

調査期間：2023年(令和5年)12月12日～2024年(令和6年)1月9日

調査方法：郵送による配布・回収及びインターネットによる回収

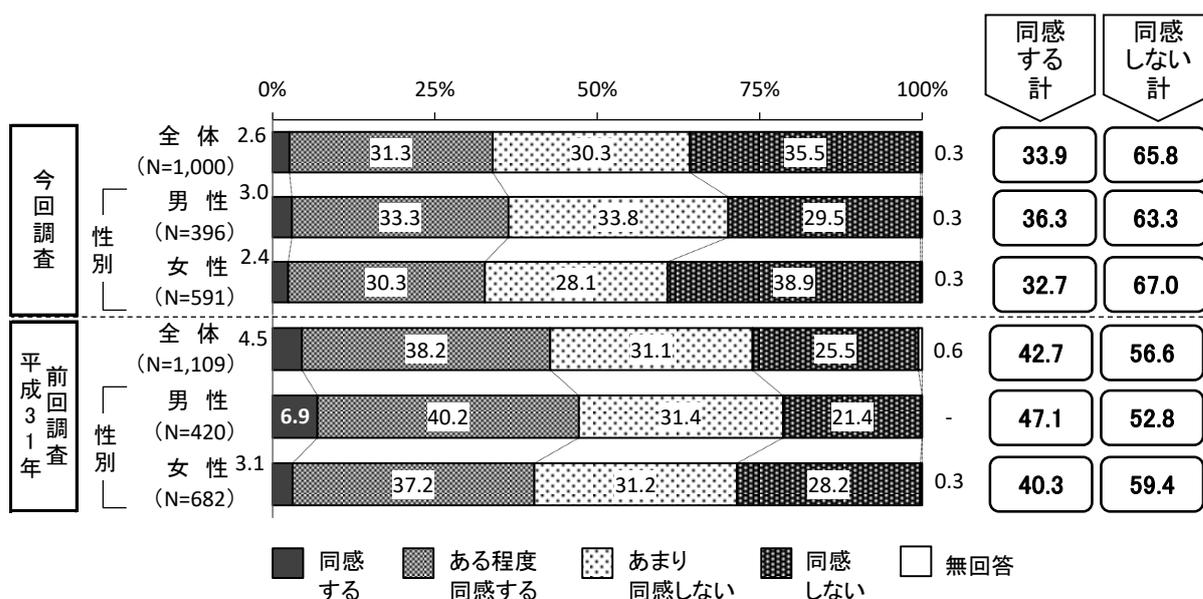
配布数(A)	有効回収数(B)	有効回収率(B/A)
3,000	1,000	33.3%

(1) 固定的性別役割分担意識

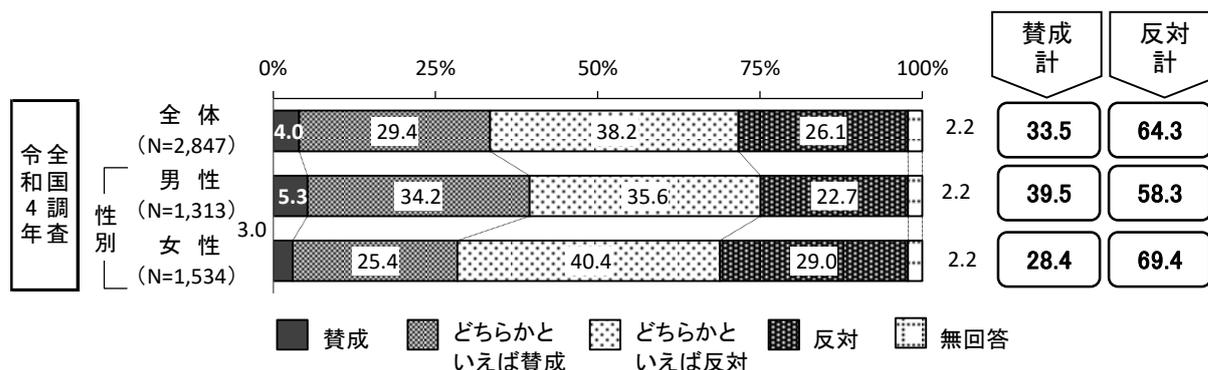
「男は仕事、女は家庭」といういわゆる固定的性別役割分担意識については『同感する』が33.9%、『同感しない』が65.8%と、『同感しない』が30ポイント以上高くなっています。性別で見ると、女性の方が男性よりも『同感しない』がやや高いものの、前回調査と比べると、男性では約11ポイント高くなり、女性との認識の差は縮まっています。

本町における固定的性別役割分担意識は解消される傾向にあり、その傾向は男性により強いといえます。

図表 2-2-1-① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別](前回調査比較)



図表 2-2-1-② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別](全国調査)

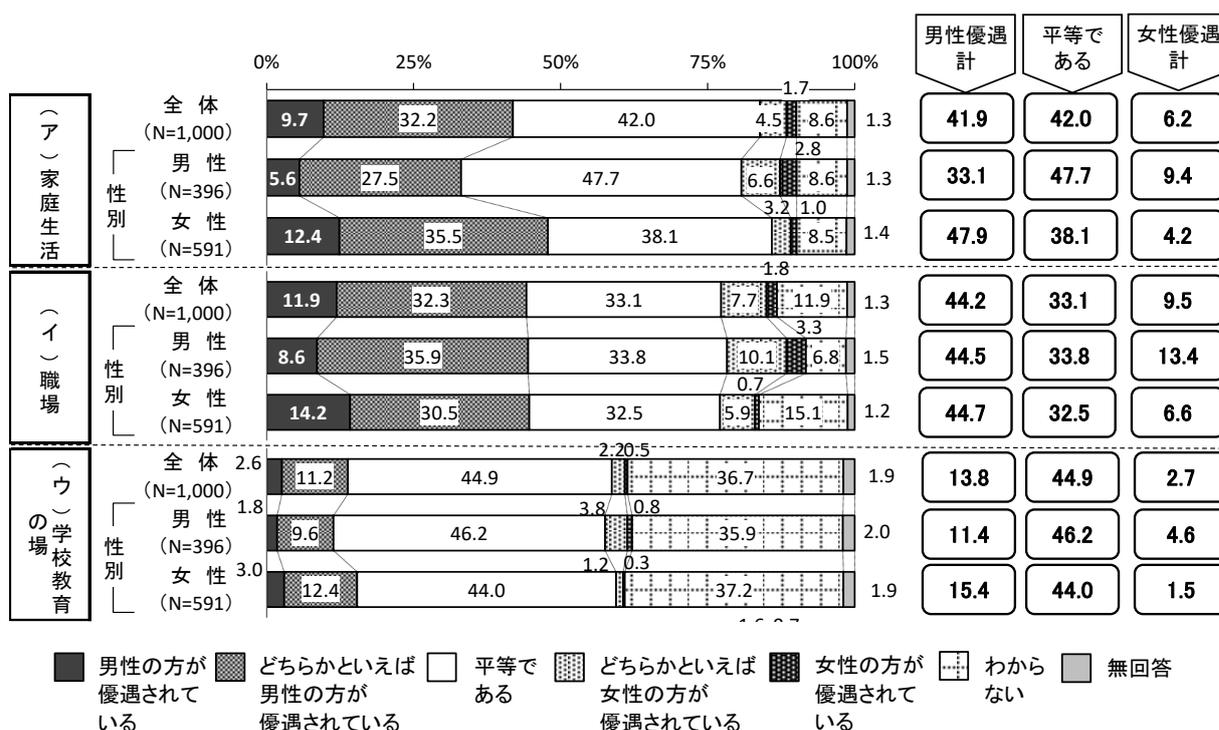


(2)男女の地位の平等感

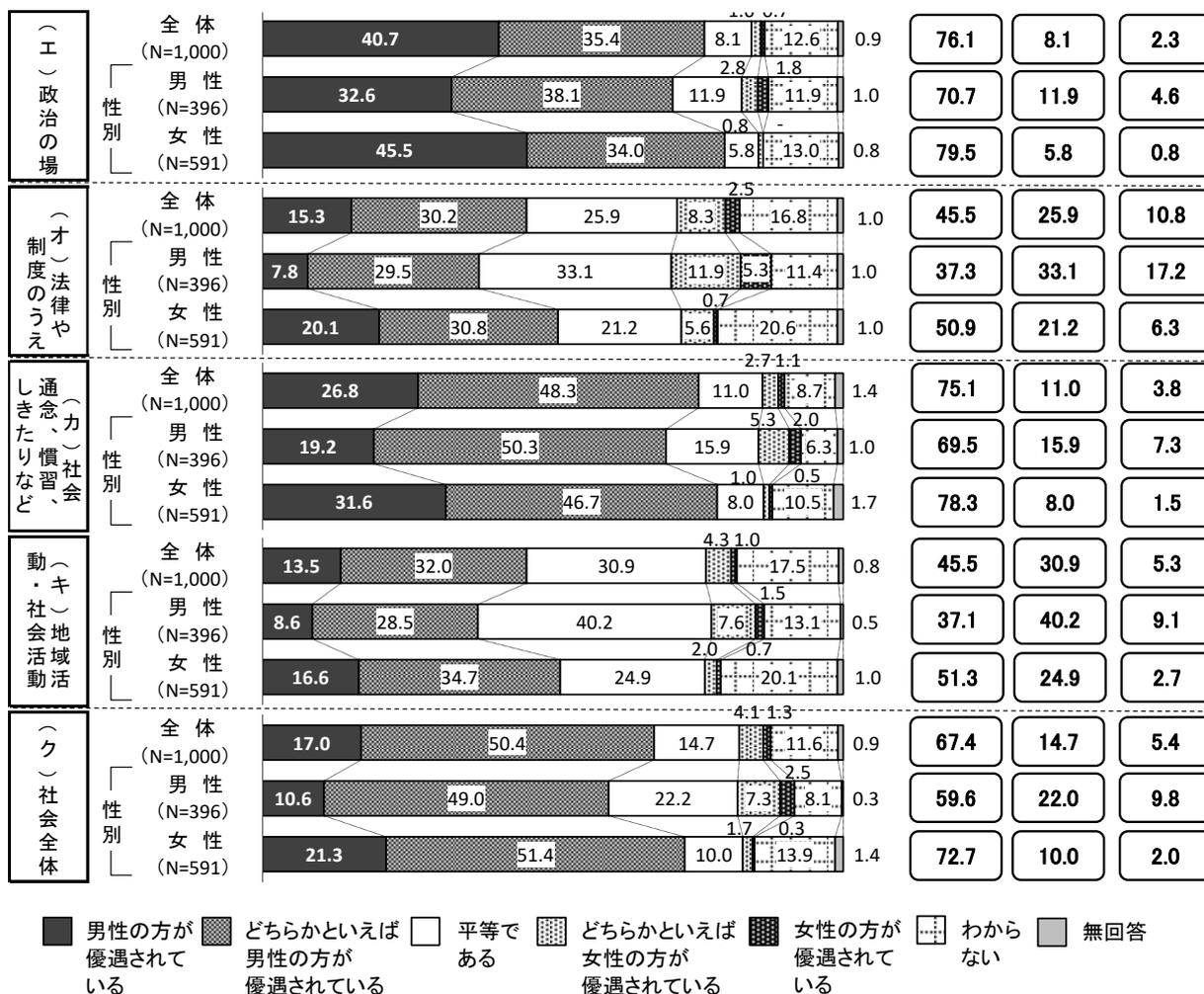
男女の地位の平等感について8つの項目でたずねたところ、『男性優遇』が高いのは「政治の場」「社会通念、慣習、しきたりなど」で7割台半ば、また、「社会全体」も約7割と高くなっています。これらの上位3項目は経年でみても『男性優遇』が高く、依然として課題は大きいといえます。次いで、「法律や制度のうえ」「地域活動・社会活動の場」「職場」「家庭生活」が高く、いずれも4割台となっています。「学校教育の場」では13.8%と最も低く「平等」が44.9%となっていました。

性別でみると、ほとんどの項目で『男性優遇』の割合は女性が男性を上回っており、男女の地位については、女性の方に不平等感が強いといえます。

図表 2-2-2-① 分野別男女の地位の平等感[全体、性別]



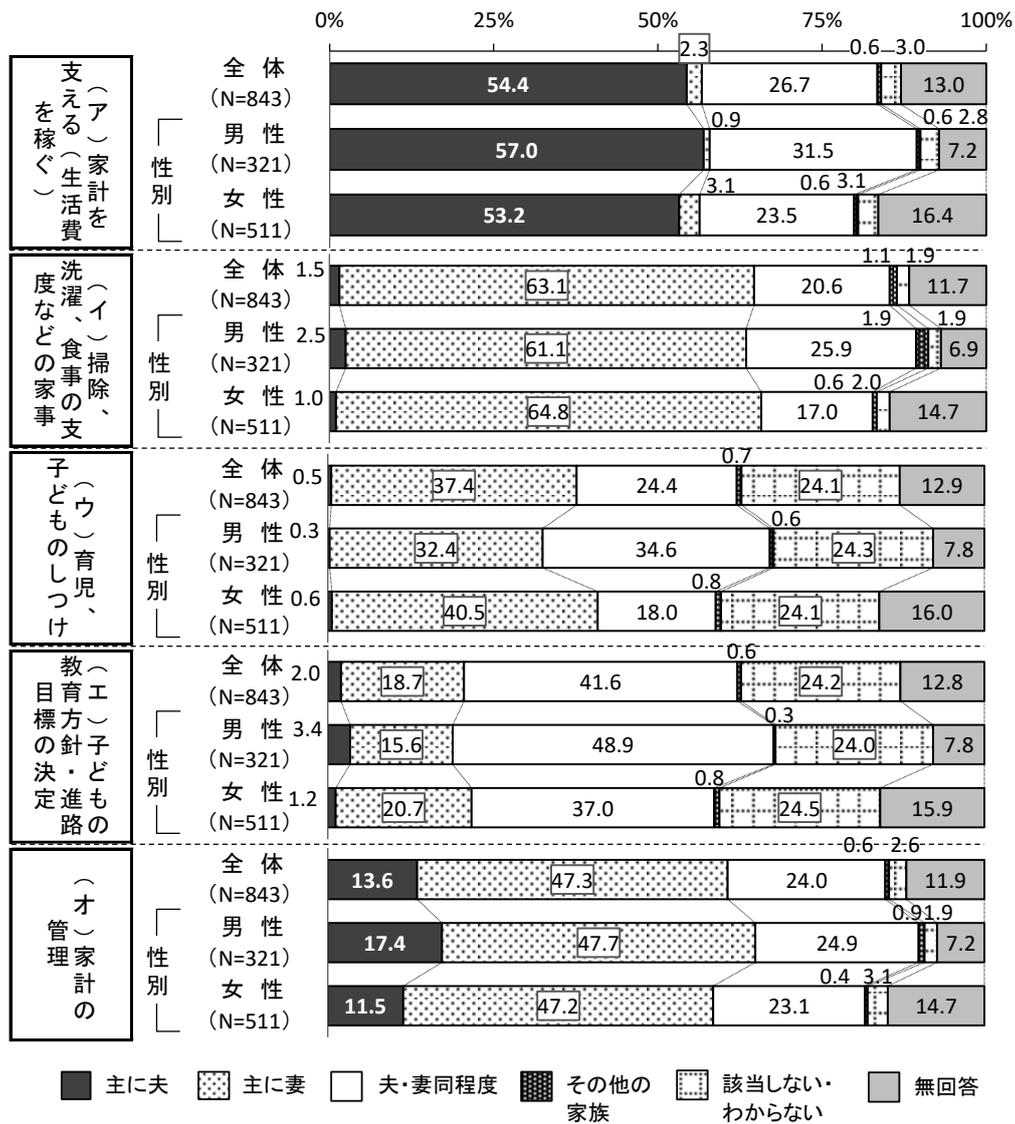
図表 2-2-2-② 分野別男女の地位の平等感[全体、性別]



(3)家庭生活について

現在、配偶者・パートナーがいる人に対して、家庭内の役割分担状況についてたずねたところ、「主に夫」は「家計を支える(生活費を稼ぐ)」で5割台半ばと高く、一方、「主に妻」は「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」が約6割、日々の「家計の管理」が約5割とそれぞれに高くなっており、夫が稼ぎ妻は家事という性別役割分担が家庭内で行われている実態が伺えます。このような性別による認識の違いは「育児、子どものしつけ」や「子どもの教育方針・進学目標の決定」でもみられ、女性は「主に妻」の割合が男性より高く、「夫・妻同程度」の割合は男性が女性を上回っており、女性の方に妻が担っているという認識が高くなっています。

図表 2-2-3 家庭内の役割分担[全体、性別]



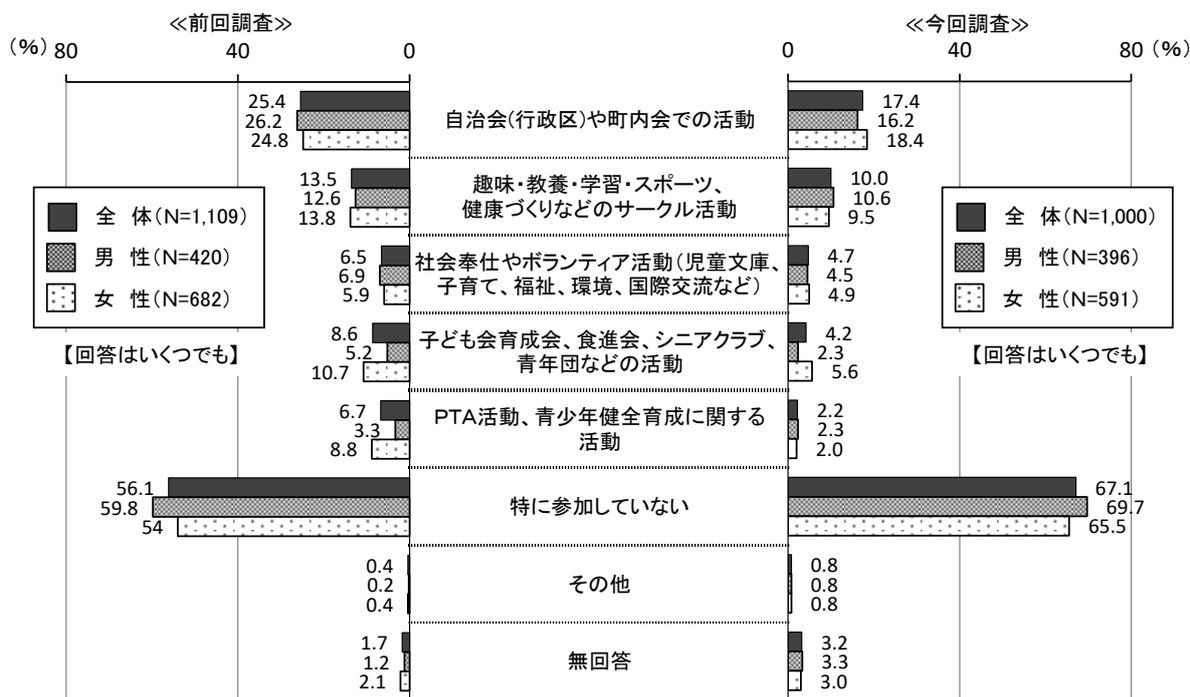
(4)地域活動について

①地域づくりにかかわる活動への参加状況

地域づくりにかかわる

活動への参加状況については、前回調査と比べ「特に参加していない」が増加し男女とも約7割に上っています。PTAなど地域に関連する活動でも参加率が減少し、参加率が最も高い「自治会や町内会での活動」でも、前回調査からは8ポイント減少しています。

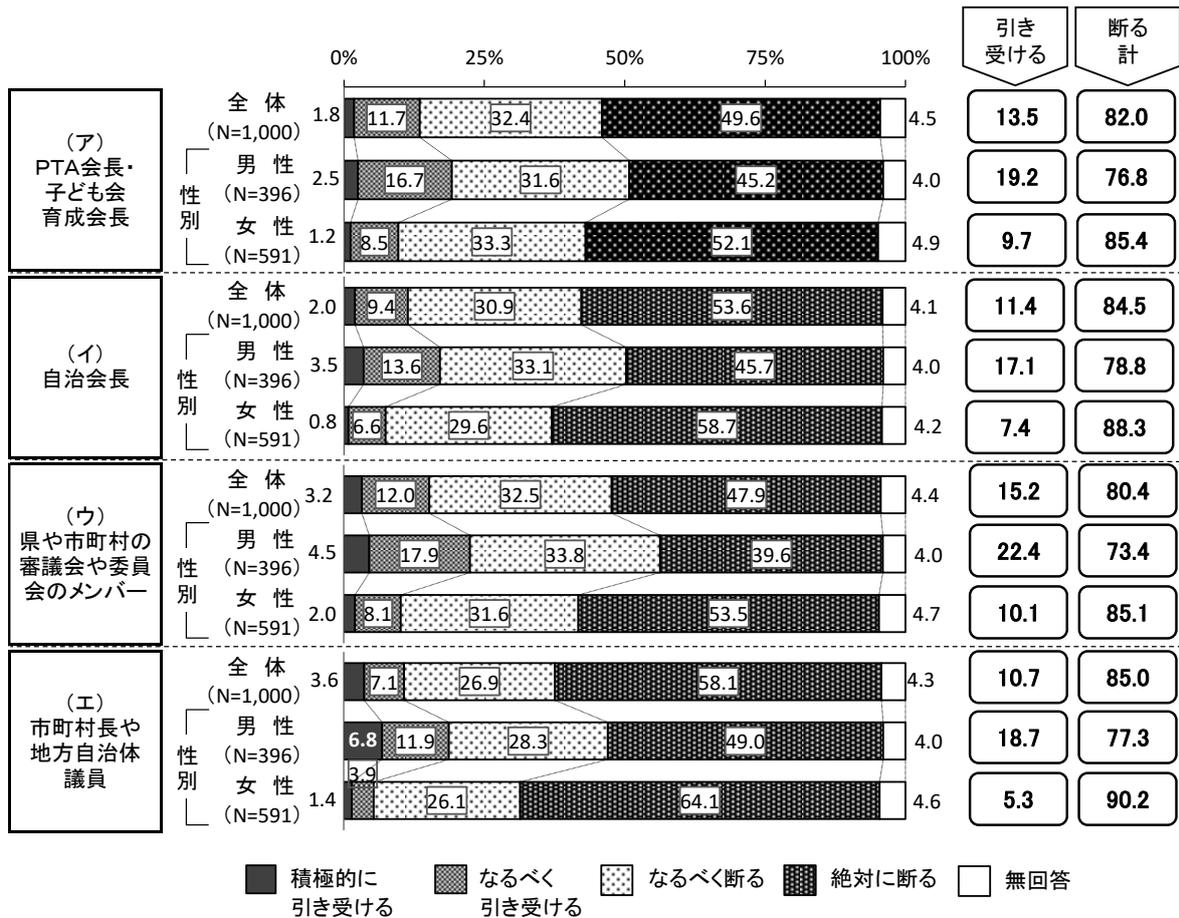
図表 2-2-4 地域づくりにかかわる活動への参加状況[全体、性別](前回調査比較)



②役職、公職への就任や立候補を依頼された場合の対応

地域の役職や政策に関わる役職への立候補を依頼された場合の対応をみると、男女とも『引き受ける』は「県や市町村の審議会や委員会のメンバー」「PTA会長・子ども会育成会長」「自治会（行政区）長」「市町村長や地方自治体議員」の順で高くなっています。とはいえ、すべての役職で『引き受ける』は1割台にとどまり、女性は男性より低くなっていました。

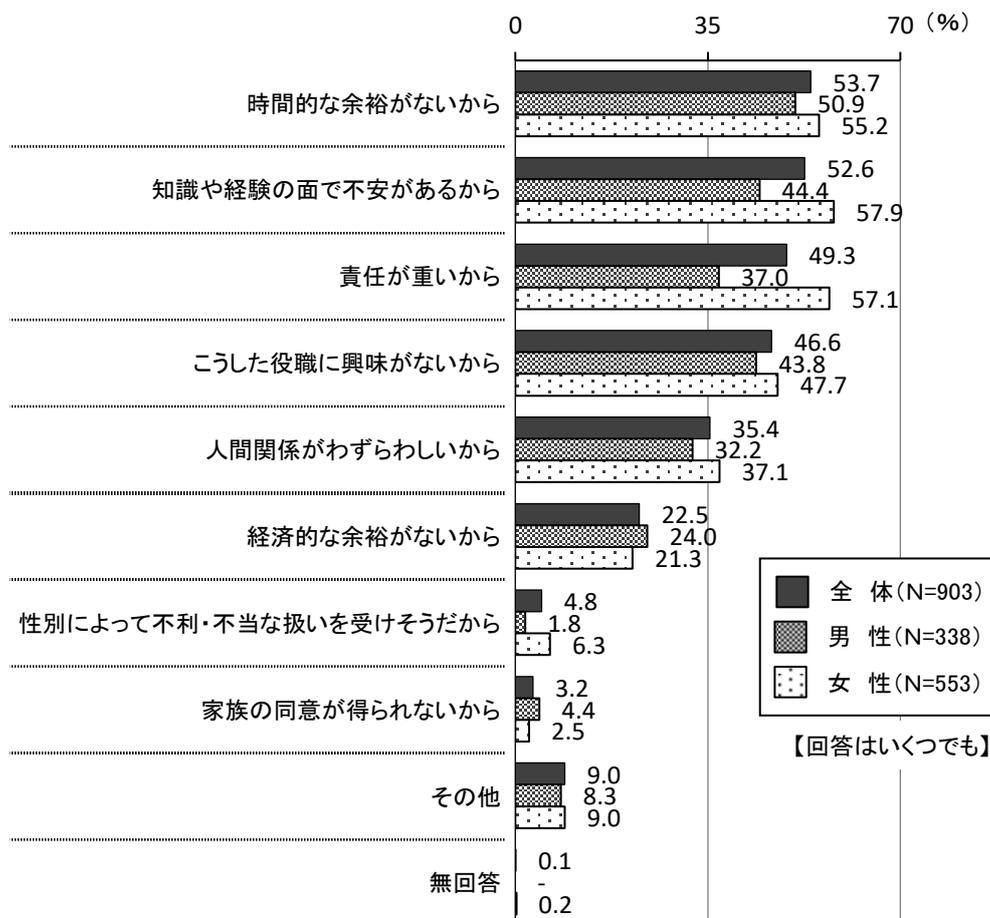
図表 2-2-5 役職、公職への就任や立候補を依頼された場合の対応[全体、性別]



③地域の役職や政策に関わる役職への立候補を断る理由

断る理由については、女性は「責任が重いから」が約 20 ポイント、「知識や能力の面で不安があるから」が約 14 ポイント、男性より大幅に高くなっています。このうち、女性の「時間的な余裕がないから」は、前回調査の 47.3%から 7.9 ポイント高くなっており、女性の就労率が高くなっている状況が影響しているようです。

図表 2-2-6 役職、公職への就任や立候補を断る理由[全体、性別]

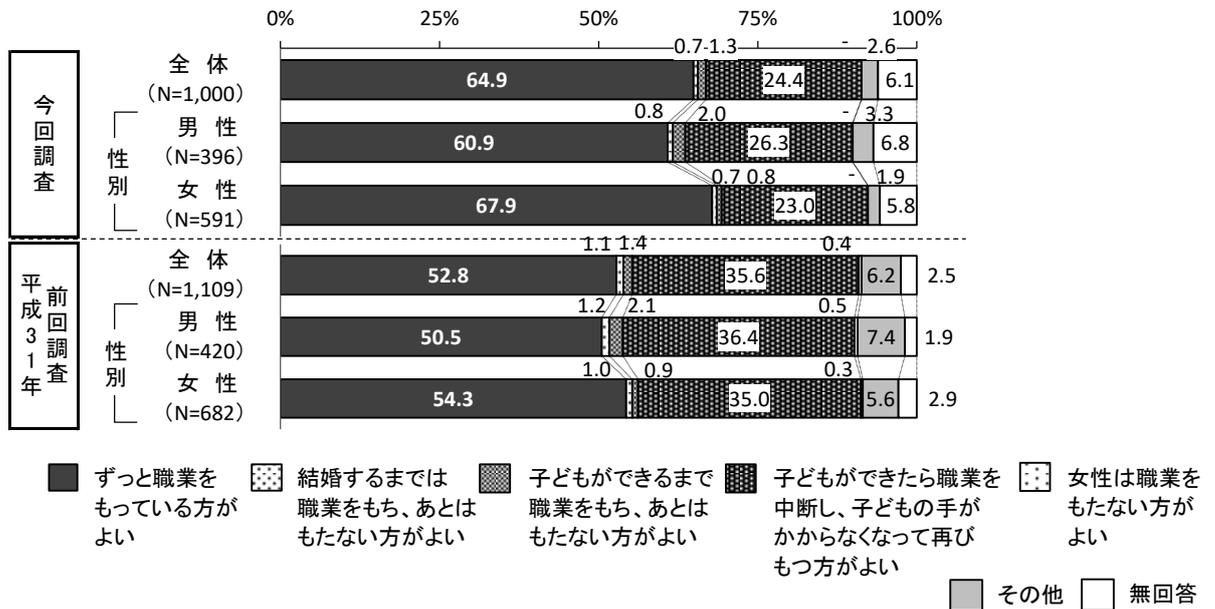


(5)女性が職業をもつこと

①女性が職業をもつことについての考え方

女性が職業をもつことについては、男女とも「ずっと職業をもっている方がよい」が最も高く、女性では約7割、男性は6割を占めています。前回調査と比較すると10ポイント以上高くなっています。他方、「子どもができたなら職業を中断し、子どもの手がかからなくなって再びもつ方がよい」という中断・再就職は男女ともに2割台半ばで、前回調査より10ポイント以上低くなっています。本町においては、女性の働き方として就業継続が主流となっているといえます。

図表 2-2-7 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別](前回調査比較)

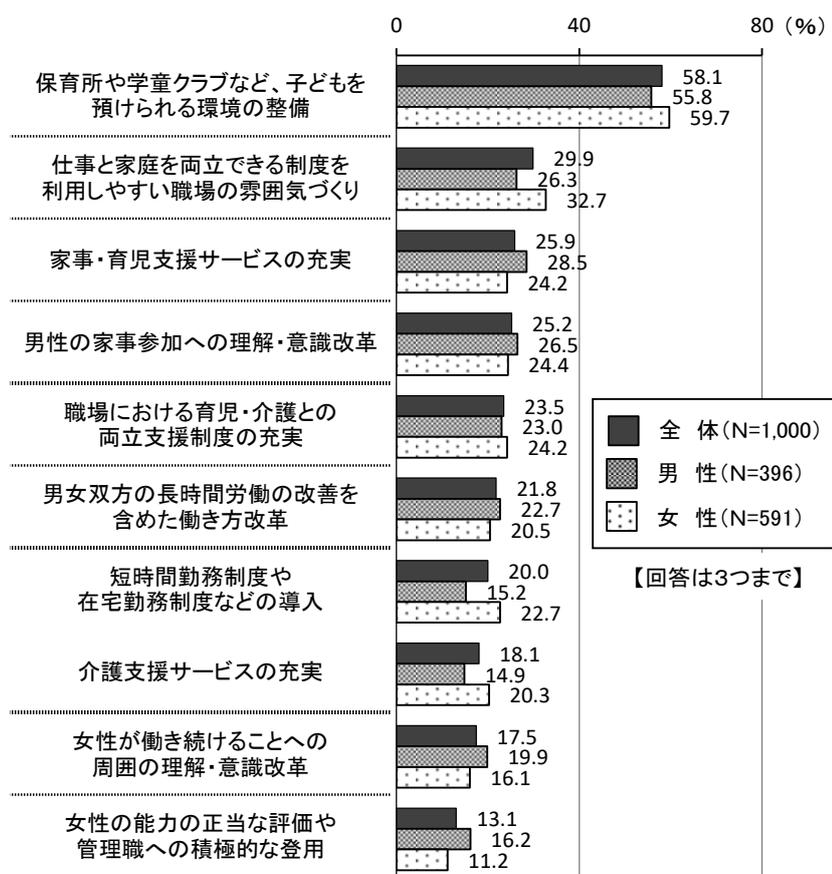


②女性が職業をもち、働き続けるために必要なこと

女性が職業をもち、働き続けるために必要なことでは、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が男女ともに約6割で圧倒的に高く、現状の保育施設の充実とともに、多様な家庭の事情に対応できる育児・介護支援サービスの拡充が求められています。

また、男性の家事や子育て・介護に参画できるような働き方改革等、性別に関わらない労働時間の短縮や在宅勤務制度など柔軟な働き方の推進を事業所に啓発していくことも必要です。

図表 2-2-8 女性が職業をもち続けるために必要なこと・上位 10 位 [全体、性別]

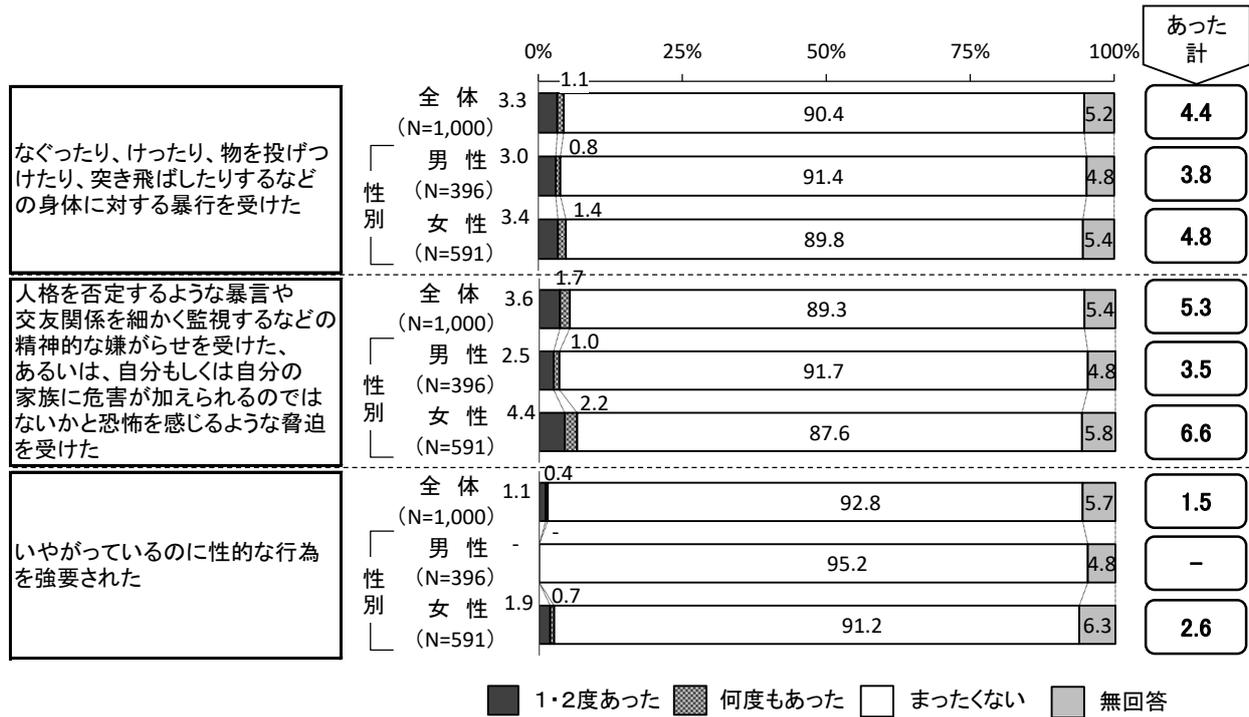


(6)配偶者・パートナーからの暴力について

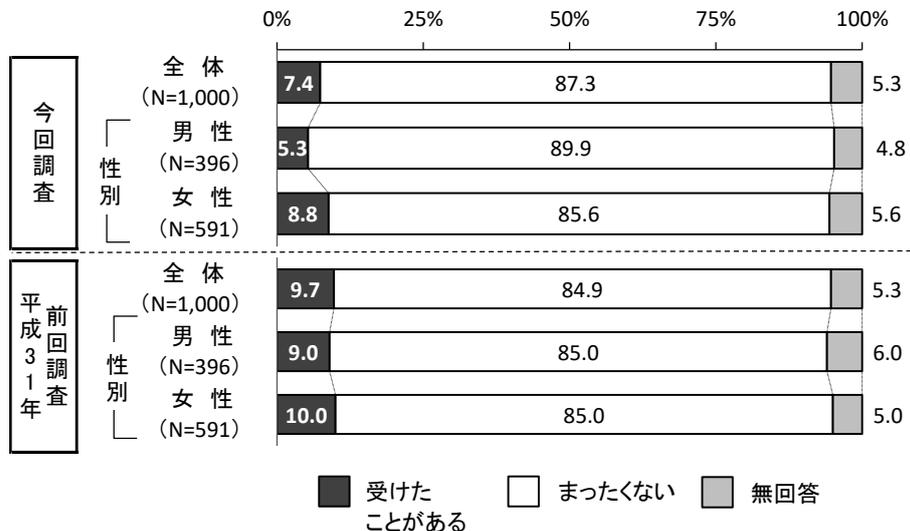
①DVを受けた経験

この3年間でDVを受けた経験については、身体暴力は男性 3.8%、女性 4.8%、精神的暴力は男性 3.5%、女性 6.6%、性的暴力は男性0%、女性は 2.6%ですべての暴力の種類で女性の方が男性を上回っています。また、これらの暴力をいずれか1つでも受けた人は男性 5.3%、女性 8.8%となっています。

図表 2-2-9-① ここ3年間の配偶者・パートナーからの暴力の経験 [全体、性別]



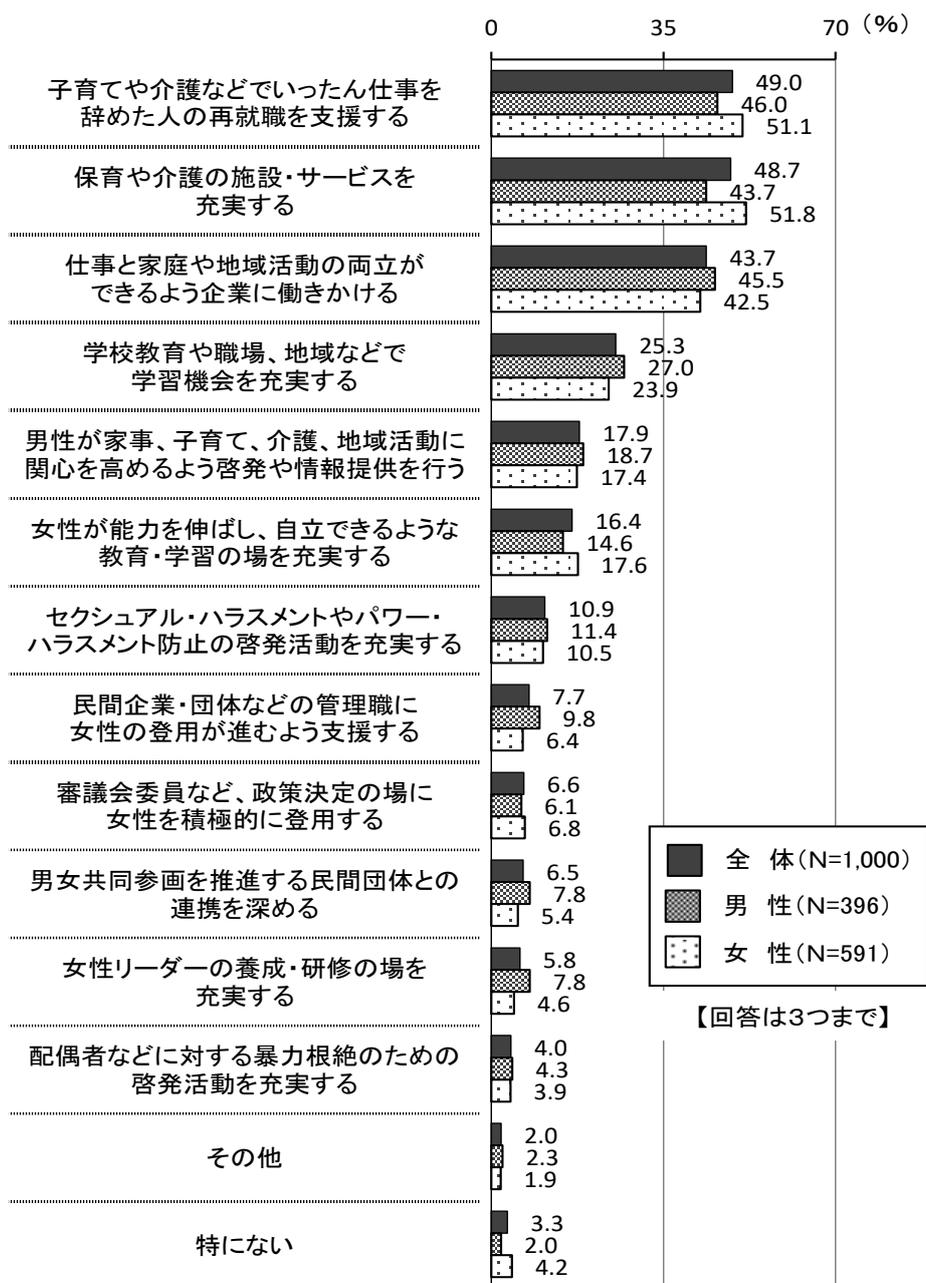
図表 2-2-9-② ここ3年間の配偶者・パートナーからの暴力の経験 [全体、性別] (前回調査比較)



(7)男女共同参画社会の実現について

女性は「保育や介護の施設・サービスを充実する」「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が5割を超えて高く、男性の1位は「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」となっています。次いで、女性は「仕事と家庭や地域活動の両立ができるよう企業に働きかける」が高く、30代の子育てに忙しい年代で高くなっていました。男性は「保育や介護の施設・サービスを充実する」となっており、性別に関わらず、子育てや介護という家族責任と就労との両立支援や再就職支援が行政へ求められています。

図表 2-2-10 男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れること[全体、性別]



3 粕屋町のこれまでの取組

粕屋町では、町の実情にあった男女共同参画推進施策を展開するために2014年(平成26年)に「粕屋町男女共同参画計画策定委員会」を設置し、「男女共同参画計画」策定に向けて協議を重ねました。2015年(平成27年)3月に「粕屋町男女共同参画計画」を策定、12月には「粕屋町男女共同参画推進条例」(以下、条例という)を制定し、粕屋町における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

2020年(令和2年)3月には、2019年(令和元年)5月に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果及び社会情勢、町の課題を含めて計画の見直しを行い、「女性も男性もいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とした「粕屋町男女共同参画計画 後期計画」を策定しました。計画の期間中には粕屋町男女共同参画審議会を開催して、計画に基づく施策の実施の点検及び評価を行ってきました。

これまでに粕屋町では、町民の男女共同参画への理解と関心を深めるための啓発活動として、男女共同参画企画講座の開催、粕屋町男女共同参画標語の募集、広報かすやへ男女共同参画のコラムの掲載を行いました。

男性の家事・育児・介護への参画意識の形成として、料理教室や父子向けのイベントを開催しました。また、子育て支援の施設内には男性用トイレにもベビーチェアを設置するなど、環境面での整備も進めました。

各種相談窓口の啓発も年間を通じて実施し、2021年(令和3年)7月には、町が実施する施策で男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと思われることについての苦情や、性別を理由とする人権侵害についての救済を申出ることができる「男女共同参画苦情処理制度」を開始しました。

2022年度(令和4年度)には「粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の運用を開始し、町民一人ひとりが互いの多様性を認め合いながら、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んで行けるように支援するための体制を整えました。

男女共同参画に関する課題としては依然として、DV等暴力の問題、女性の活躍推進、貧困など多様な困難を抱える人々への支援等多岐にわたっており、今後はさらに男女共同参画社会の形成に向けた多様な取組が必要です。

庁内の推進体制を確立し、町民や関係団体、事業所などと連携して本町の男女共同参画のまちづくりを着実に推進していくことが求められます。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

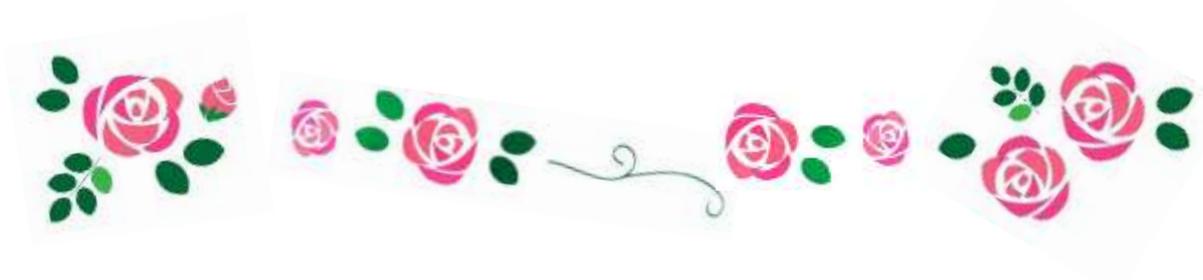
粕屋町は、すべての人がその性別にかかわらず、個人の個性や意欲、適性や能力に応じた、あらゆる分野で活躍できるとともに、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる、男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。また、第5次粕屋町総合計画では、「太陽と緑のまち」、「協働でつくる安心のまち」をまちづくりの基本理念として掲げ、人と人がつながり、互いに支え合い、町民が主体となった地域社会を実現することを目指しています。

本計画は、まちづくりの基本理念および「粕屋町男女共同参画推進条例」の第3条に掲げられた基本理念に鑑み、男女共同参画社会の形成に向けて粕屋町が目指すべき姿を示すものとして、本計画の基本理念を以下の通り定めます。



「あなたらしさ」を認め合う

希望の花咲くまち かすや



粕屋町男女共同参画推進条例の基本理念

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育を受けられるよう配慮されなければならない。
- (4) すべての人は、性にかかわらず、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければならない。
- (5) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければならない。
- (8) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない。

2 計画の基本目標と基本施策

本計画では、基本理念を基に4つの基本目標と10の基本施策を掲げ、総合的な施策の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

町民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

(条例の基本理念 1、3、6)

基本施策1. 男女共同参画についての意識啓発

基本施策2. 男女共同参画についての教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

女性の就労継続や再就労に向けて就労の場での男女共同参画を推進し、職業生活における女性の参画を促進していきます。また、男女が共に充実感を得ながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいて人生の各段階に応じた多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランスを推進します。町政や地域活動における政策や方針決定の場に男女が対等に参画する環境づくりを進めます。

(条例の基本理念 2、4、5)

基本施策1. 女性の就労支援

基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策3. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり

性別に関わらず、子育てや介護等と仕事との両立ができるように支援策を充実します。高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちなど多様な困難を抱えた人々が安心して暮らし、社会参画が実現できるように支援の取組を進めます。

(条例の基本理念 1、2、5)

基本施策1. 子育て・介護と就労の両立支援
基本施策2. 困難な状況に置かれている人への支援

基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

性別に関わらず生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVやデートDVを防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

(条例の基本理念 6、7、8)

基本施策1. 生涯を通じた健康支援
基本施策2. あらゆる暴力の根絶
基本施策3. 防災における男女共同参画の促進

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	
「あなたらしさを認め合う希望の花咲くまち かすや	I 男女共同参画社会実現のための意識づくり 条例の基本理念 (1)(3)(6)	1. 男女共同参画についての意識啓発	(1) 町民の理解を深める啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供	
		2. 男女共同参画についての教育・学習の推進	(1) 教育・保育における男女平等教育の推進 (2) 生涯学習における男女共同参画の推進	
	II 男女が共に能力を発揮できる社会づくり 条例の基本理念 (2)(4)(5) 〈女性活躍推進法に基づく市町村計画〉	1. 女性の就労支援	(1) 事業所等への啓発・情報提供 (2) 女性の再就労支援	
		2. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及促進	
		3. 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 各種審議会委員等への女性の積極的登用 (2) 地域活動における男女共同参画の促進	
	III 男女が共に参加し支えあいまちづくり 条例の基本理念 (1)(2)(5)	1. 子育て・介護と就労との両立支援	(1) 子育て・介護と就労との両立支援	
		2. 困難な状況に置かれている人への支援	(1) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 配慮を必要とする人々への支援	
	IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり 条例の基本理念 (6)(7)(8) 〈DV防止法に基づく市町村計画〉	1. 生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに配慮した健康支援 (2) リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する理解の促進	
		2. あらゆる暴力の根絶	(1) DV防止のための啓発 (2) DV相談体制と被害者保護・支援の充実 (3) 性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進	
		3. 防災における男女共同参画の促進	(1) 防災における男女共同参画の促進	
		推進体制		(1) 特定事業主行動計画の推進 (2) 推進体制の整備 (3) 計画の点検・評価

* 基本目標IIは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画」として位置付ける。

* 基本目標IVは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する基本計画」として位置付ける。

4 本計画とSDGsとの関連

2015年(平成27年)の国連サミットで採択されたSDGsの理念は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、2030年(令和12年)までの国際社会全体の持続可能な17のゴール(目標)を定めています。粕屋町においても、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとして基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組を推進します。

●基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連するゴール
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現の意識づくり	    
基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	      
基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支え合うまちづくり	     
基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	    

●本計画と関連するSDGsゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4章 計画の内容

1 重点的な取組

第2次粕屋町男女共同参画計画の策定にあたり、これまでの取組や町民意識調査結果、審議会での提案と検討を踏まえて、以下の項目を重点的に取り組むべき項目とします。

1. 町民の理解を深める啓発活動の継続的な推進

町民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は全体的には解消されつつありますが、年齢の高い層には根強い傾向にあります。男女の地位については、「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」を『平等』と感じる割合は1割程度にとどまり、町民の多くが社会が男女平等な状態とは認識していません。また、「かすや地区女性ホットライン」「粕屋町男女共同参画推進条例」など町に関わる項目の認知は依然として低い状況にあります。男女共同参画に関わる用語については、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」「LGBTQ」「男女共同参画社会」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知が、年齢の高い層は年齢の低い層よりも低くなっており、男女共同参画社会に関わる啓発活動の継続的な推進が必要です。

住民が自身の問題としてジェンダー平等を実現する担い手となれるよう、生活の実情や蓄積された体験の違いに配慮して効果的な啓発事業に取り組みます。さらには、条例やホットラインなど町独自の事業の周知を高めていく取組も進めます。

◆関連する施策◆

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本施策 1 男女共同参画についての意識啓発

- (1) 町民の理解を深める啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

2. 地域の人材発掘と育成

地域がそれぞれの特徴を活かし自律的で持続的な社会を創生することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」では、「住みよい地域づくりを進めていくには、女性が地域の意思決定や政策決定の場に参画していくことや、働く世代の男女が活動を担っていくことなど地域活動の担い手の多様化が求められています」としています。

多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。

町民意識調査によると、自治会の役員など地域の意思決定の場へ積極的に女性が参

画することについて、9割が必要と考えています。一方で、役職を受けることについて、知識や能力の面での不安や責任が重いことを負担と感じる女性も多く、また、「地域活動・社会活動の場」を『男性優遇』と感じる割合は女性が男性を上回っており、地域での女性の不平等感が高いといえます。

地域活動を支えている女性が、男性が優遇される状況に気後れして地域の意思決定の場に参加せず潜在化しているおそれがあります。地域活動が男女平等で進められるよう今以上の啓発が必要です。また、女性が自身の体験や知識に自信がもてるよう、リーダーの育成に向けた研修も重要です。

県と連携しながら女性の地域リーダー育成事業取り組みます。また、女性役員の参画促進、働く世代の男女に地域活動の促進などについての模範事例も広く紹介していきます。

◆関連する施策◆

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- (1) 各種審議会委員等への女性の積極的登用
- (2) 地域活動等における男女共同参画の促進

2 具体的な取組

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本施策1. 男女共同参画についての意識啓発

【現状と課題】

固定的性別役割分担意識とは、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定的に分けようとする考え方です。性別で役割が異なるとする決めつけは、ジェンダー・バイアス（ジェンダーによる偏見）と言われ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因として解消が求められています。

町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に『同感する』が33.9%、『同感しない』が65.8%と、『同感しない』人の割合が30ポイント以上高くなっています。前回調査と比べると男性では約11ポイント高くなり、女性との認識の差は縮まっています。

本町における固定的性別役割分担意識は解消される傾向にあり、その傾向は男性により強いといえます。ただし、男性の年齢の高い層と低い層では違いが大きく、世代による意識の差は大きくなっています。また、実際の家庭での役割では、掃除や洗濯などの家事は妻の役割となっています。女性が家事役割を担う慣習が解消されていない原因の一つに、無意識レベルに固定的性別役割分担意識が根付いていることが伺えます。このような無意識の偏見、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」を解消するために、生活実態に合わせた意識啓発が求められます。

町では広報紙やホームページ、SNS、パンフレットなど多様な媒体を活用し、男女共同参画社会に関する情報を提供してきました。今後も、地域への出前講座や人権学習などあらゆる機会を活用して、年齢や生活の状況に合わせてオンライン開催を取り入れるなど効果的な啓発活動を充実していきます。また、男女共同参画を広く浸透させる事業は継続して実施していきますが、地域などに根付く慣行等についてジェンダーの視点で課題を明らかにし、見直しにつながるように啓発方法を工夫します。

【施策の方向】

(1) 町民の理解を深める啓発活動の推進

取組		取組内容	担当課
1	男女共同参画に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する取組や法令等をわかりやすく解説するなど広報紙、ホームページ、SNS等を活用して情報を提供します。 ○町民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、それぞれに対応した啓発に努めます。 	協働のまちづくり課
2	男女共同参画に関する講座・講演会等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する様々なテーマについて、出前講座や人権学習などにおいて町民への啓発を進めていきます。また、オンラインでの開催など開催方法も工夫していきます。 	協働のまちづくり課

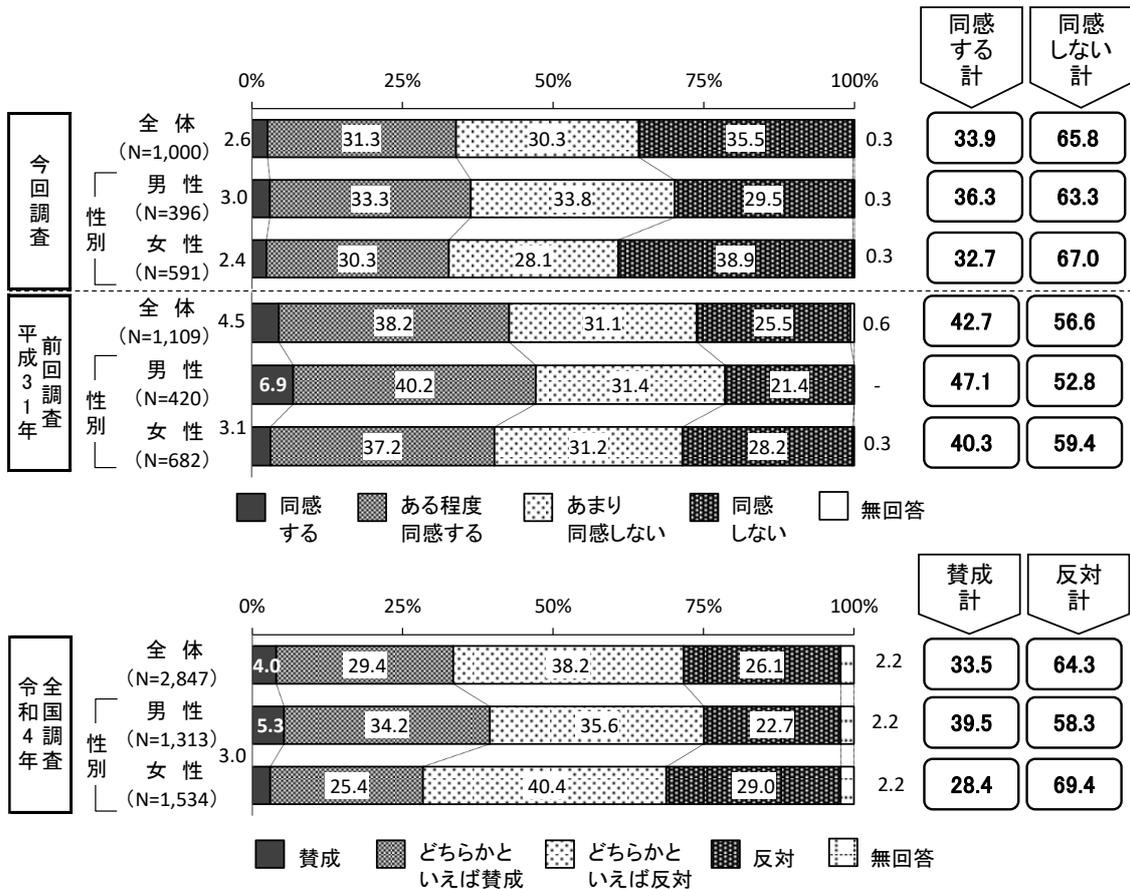
取組		取組内容	担当課
3	制度や慣行の見直しに向けた啓発	○家庭、地域、職場などの制度や慣行等について、男女共同参画の視点による見直しに向けて、町民や地域への啓発、情報提供に努めます。	協働のまちづくり課

(2)男女共同参画に関する情報の収集と提供

取組		取組内容	担当課
4	男女共同参画週間における情報発信	○男女共同参画週間(6/23~6/29)に、ポスター掲示、ホームページへ掲載等、関係課と連携して男女共同参画について情報発信していきます。 ○図書館での関連図書の展示を行います。	協働のまちづくり課 社会教育課

参考データ

図表 4-2-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]
(前回調査・全国調査比較) (再掲)



資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

2022年内閣府男女共同参画社会に関する世論調査

図表 4-2-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について〔性別、年代別〕

		標 本 数	同 感 す る	感 あ る 程 度 同	し あ ま い り 同 感	同 感 し な い	無 回 答	同 感 す る	同 感 し な い
全 体		1,000 100.0	26 2.6	313 31.3	303 30.3	355 35.5	3 0.3	339 33.9	658 65.8
年 代 別	男性:20代	41	2.4	12.2	39.0	46.3	-	14.6	85.3
	男性:30代	70	1.4	22.9	28.6	45.7	1.4	24.3	74.3
	男性:40代	93	2.2	35.5	37.6	24.7	-	37.7	62.3
	男性:50代	78	2.6	33.3	39.7	24.4	-	35.9	64.1
	男性:60代	70	4.3	40.0	34.3	21.4	-	44.3	55.7
	男性:70代以上	43	7.0	55.8	16.3	20.9	-	62.8	37.2
	女性:20代	76	1.3	26.3	27.6	44.7	-	27.6	72.3
	女性:30代	126	3.2	27.0	30.2	39.7	-	30.2	69.9
	女性:40代	147	2.0	32.0	26.5	39.5	-	34.0	66.0
	女性:50代	107	1.9	34.6	24.3	38.3	0.9	36.5	62.6
	女性:60代	67	6.0	17.9	29.9	44.8	1.5	23.9	74.7
	女性:70代以上	68	-	42.6	32.4	25.0	-	42.6	57.4
	無回答	14	-	14.3	28.6	57.1	-	14.3	85.7

資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策2.

男女共同参画についての教育・学習の推進

【現状と課題】

粕屋町男女共同参画推進条例第14条では、「町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育や保育の場において、人権意識の向上と男女共同参画の意識を啓発する教育の充実に努めなければならない」と定められています。また、条例第8条では、「教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育又は保育に努めなければならない」と定められています。

国の第5次男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備のために、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性に関する偏見・固定観念にとらわれないことが大切とされています。子どもをはじめ様々な世代で固定的性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要であり、社会全体の機運を醸成していくことが欠かせないとしています。

また、2023年(令和5年)に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)では、地方自治体の責務としてその地域の実情を踏まえ、理解の増進に関する施策の策定が求められています。さらに、文部科学省では「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき学校教育における「生命の安全教育」を進めています。性暴力防止のためには、性について適切な性教育を受けることが重要です。

子どもの発達段階に応じて、性別にとらわれることなく個性が尊重され、男女平等の意識が醸成される教育や保育を保育所や幼稚園、小中学校において実施します。就学前教育に携わる者や小中学校の教職員に研修を実施するとともに、町内における講座等の情報を提供します。併せて教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対して、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発や性の多様性・性教育の推進を行います。また、地域や家庭での男女共同参画意識の向上を目的とした出前講座を実施していきます。

【施策の方向】

(1)教育・保育における男女平等教育の推進

取組		取組内容	担当課
5	乳幼児期からの男女平等教育の推進	○乳幼児期からの社会的性別(ジェンダー)にとらわれない自由な発想と個性を伸ばす教育について、保育所・幼稚園に対して働きかけを行います。	子ども未来課
6	学校教育における男女平等教育の推進	○学習指導要領に従って男女平等の理念に基づいた教育を行います。 ○中学校における職場体験、小学校におけるキャリア教育等進路指導において、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない指導を実施していきます。	学校教育課
7	男女平等教育に関する教職員の研修	○男女共同参画・男女平等教育などについて、県などの各種研修について必要に応じて情報提供していきます。	学校教育課

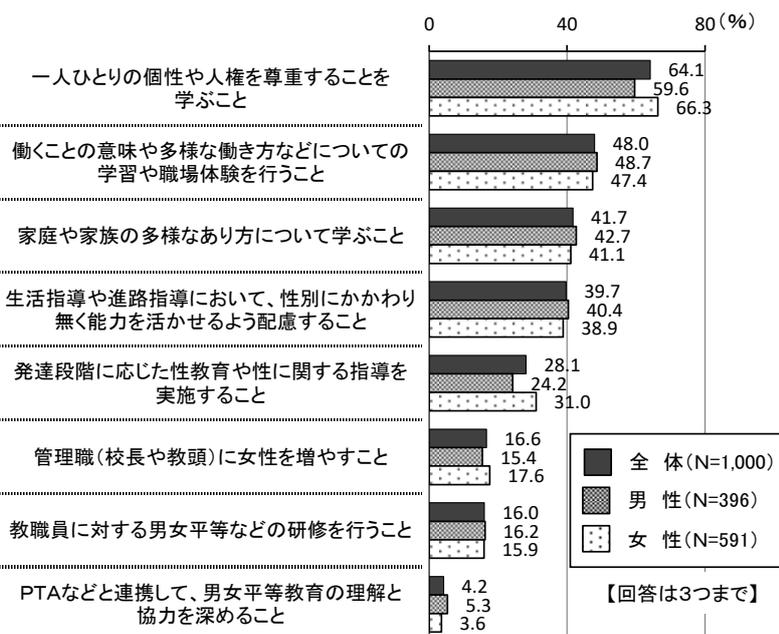
取組		取組内容	担当課
8	保育所・幼稚園職員への研修	○職員向け研修で男女共同参画に関するテーマを取り上げて、保育所・幼稚園職員の参加も促進します。 ○町主催の人権研修会への参加を働きかけます。 ○県などの研修に関する情報提供を行い、参加を促進します。	総務課 子ども未来課 協働のまちづくり課
9	性的少数者への配慮	○LGBTQなどの性的少数者の児童・生徒に対して配慮します。 ○差別をなくすための情報提供や啓発を行います。	学校教育課 社会教育課 こども未来課
10	性教育の推進	○児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、お互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課

(2)生涯学習における男女共同参画の推進

取組		取組内容	担当課
11	地域・団体への啓発や支援	○自治公民館における人権学習の中で男女共同参画に関する研修を行います。 ○社会教育関連団体等が行う研修や学習に対して男女共同参画の視点から啓発等を行います。	社会教育課
12	出前講座による学習機会の提供	○男女共同参画に関する出前講座を実施します。 ○出前講座のメニューに男女共同参画の視点を取り入れます。	協働のまちづくり課

参考データ

図表 4-2-3 男女共同参画を進めていくために、学校教育の場で力を入れること[全体、性別]



資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策1. 女性の就労支援

【現状と課題】

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく町の推進計画と位置づけています。女性活躍推進法では、女性の採用や登用、能力開発のために事業主の取組が求められています。条例第7条第1項では「事業者等は、基本理念に基づき、その事業や活動において、男女が共同して参画できる均等な機会及び待遇を確保するとともに、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めなければならない」、同第4項では「事業所等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない」とされています。

国の「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」では、職場におけるハラスメント対策の強化や育児・介護等によるキャリアブランクからの復職支援などがうたわれ、事業主に対しては、非正規労働者と正規労働者の不合理な待遇差の禁止や、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底と必要な制度見直しが求められています。

町内の企業や事業所に対しては、女性活躍推進に主体的に取り組み、女性の労働に関する法律や制度について最新の情報を提供して啓発を進めます。その際には、指名登録の機会を活かします。また、子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するために、国や県の制度や支援策などの情報を提供していきます。現在働いている女性に対しても、労働に関する国や県などの相談窓口について情報を提供します。農業・商工自営業者に対しては、女性の労働が適切に評価され、経営への積極的な参加促進と地位向上を図るために働きかけます。町において創業や起業をする人には、商工会と連携して支援するとともに、男女共同参画や女性活躍に資するよう啓発を進めます。

【施策の方向】

(1)事業所等への啓発・情報提供

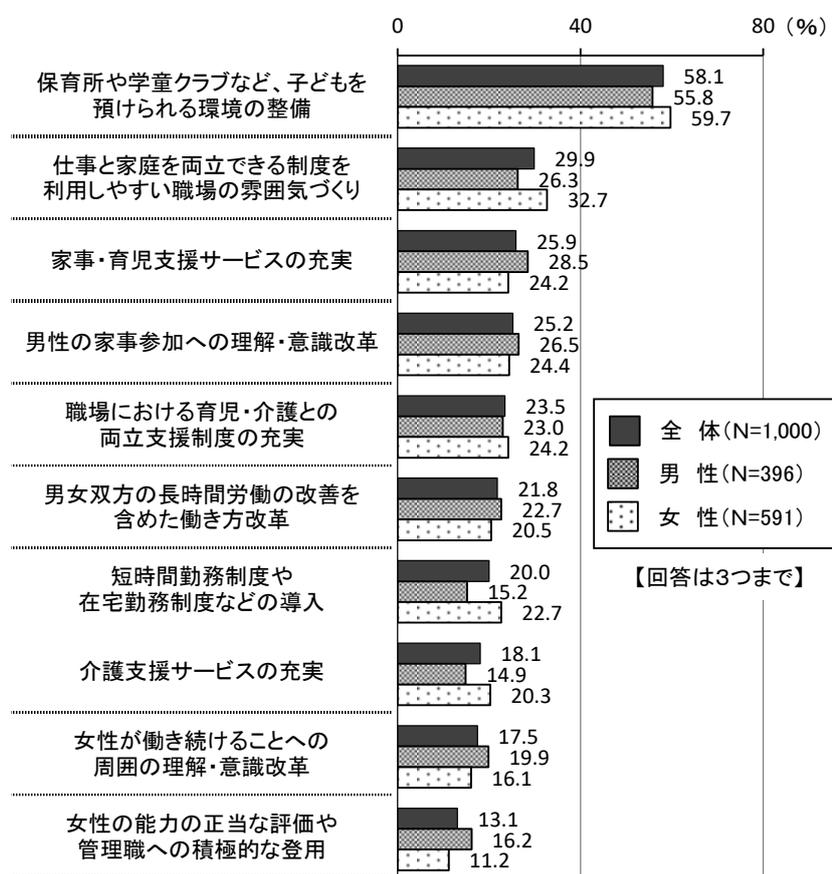
取組	取組内容	担当課
13 法律や制度について啓発	○男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等の法や制度に関する国、県からの情報について、関係各課や商工会を通して町内の事業所等に周知します。 ○商工会と情報共有することで、効果的な情報提供につなげていきます。	地域振興課 協働のまちづくり課
14 指名登録事業者への意識啓発	○町の指名登録を希望する事業者に対して、男女共同参画の事業所役割に関する協力について周知を図ります。	総務課
15 農業・商工自営業への男女共同参画に関する啓発	○創業を希望する人に向けて、商工会と連携して創業に関する支援や男女共同参画に関する情報を提供します。 ○農業従事者の家族経営協定について、関係機関と連携していきます。	地域振興課

(2)女性の再就労支援

取組		取組内容	担当課
16	女性の労働に対する支援	○県の事業等を活用し、ハラスメントや労働条件等、女性の労働に関する相談窓口の紹介等を行います。	協働のまちづくり課
17	女性の再就労に関する情報提供	○再就職を希望する女性に向けて、県と連携して再就職に向けたセミナー等の情報提供を行います。	協働のまちづくり課

参考データ

図表4-2-4 女性が職業をもち続けるために必要なこと・上位10位[全体、性別](再掲)



資料：2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策2.

ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

条例第7条第2項では「事業者等は、事業や活動と家庭生活とを両立できるよう環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない」とされています。国の第5次男女共同参画基本計画では、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っているために、女性が働く場において活躍することが困難になると指摘しています。そのため、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる就業環境を整備することが必要であるとされています。また、育児・介護休業法では、休業取得に関する嫌がらせ行為を禁止しています。

町民意識調査によると、女性の働き方について、結婚や出産などに関わらず就労を継続する働き方を支持する人は6割を超えていますが、実際の「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」の役割分担では、主な担い手の6割半ばが女性で、働く女性の家事負担が大きいことがうかがえます。

町内の企業や事業所に対して、仕事と育児や介護の両立支援に関する法律や制度について最新の情報を周知していきます。また、町全体に男性の家事育児への参画や、地域活動への参画の重要性を理解できるように講座等で啓発していきます。これらの啓発活動を継続するとともに、男性が育児や介護のケア役割を主体的に担うことができるように啓発に取り組み、町の子育て支援事業や介護支援事業を男女共同参画の視点で進めていきます。

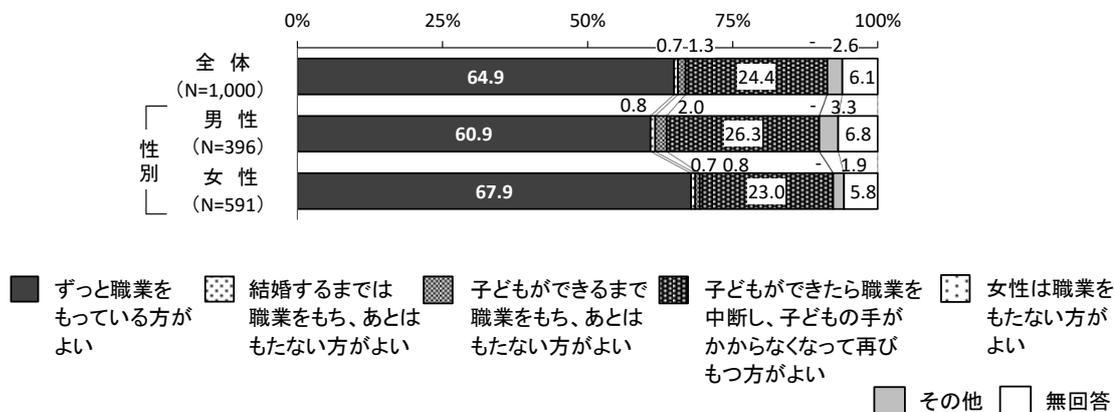
【施策の方向】

(1)ワーク・ライフ・バランスの普及促進

取組		取組内容	担当課
18	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発	○広報紙等を活用し、町民及び事業所に対しワーク・ライフ・バランスについて啓発します。 ○町内の子育て応援宣言企業を広報などで紹介し、啓発していきます。	協働のまちづくり課
19	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	○男性の家事・育児への参画について、講座や教室等を開催し参画意識の向上を図ります。 ○介護予防や介護について、学習機会を提供し、男性の参画意識の向上を図ります。 ○各種講座の開催について、広報紙等を活用して周知を図ります。	子ども未来課 介護福祉課
20	父親の育児参加機会の提供	○かすやこども館を活用し、父親も一緒に参加できるような催しや講座を開催し、父親が育児に関わる機会を提供します。	子ども未来課

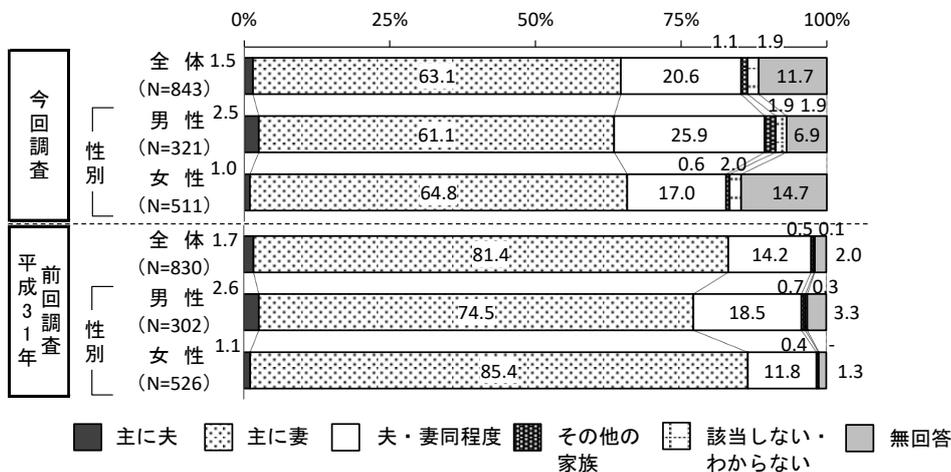
参考データ

図表 4-2-5 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別](再掲)



資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

図表 4-2-6 家庭内の役割分担(掃除、洗濯、食事などの家事)[全体、性別](前回調査比較)



資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策3. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

地方自治体は、子育て・教育、介護・保健・医療、防災等、住民生活に密着した行政を担っています。女性は普段の生活の場で課題に直面することが多く、町政の決定の場へ女性の参画が拡大することは、政策の質の向上につながります。そのため、前期計画において2024年度（令和6年度）までに審議会等の女性委員の登用率50%を目標として達成を目指してきました。登用率は2024年（令和6年）4月現在34.1%となっており、目標達成には、今後も継続した取組が必要です。

町民意識調査では、地域の意思決定の場への女性の参加について、9割を超える人が『必要』としていますが、一方で「県や市町村の審議会や委員会」や「自治会長」などの役職を依頼されたらほとんどの女性が断ると回答しています。その理由としては「知識や経験の面で不安があるから」が6割弱と高くなっています。

条例第6条では、「自治組織は、地域社会における主たる自治の担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮して、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない」と定められています。生活の場である地域社会は、子どもの育ちや老後の生きがいある暮らし、防災・防犯への助け合いなど、人々の生活の重要な基盤であり、方針決定の場に男女が対等に参画・協力し、地域の様々な課題に多様な視点で取り組む必要があります。町民意識調査においても、地域の意思決定の場への女性の積極的な参画については、9割以上の方が賛成して、女性参画の必要性は高く認識されています。

これまで、町では、政策立案過程に関わる各審議会委員等に対しては、女性がリーダーとして活動できるよう、女性の能力発揮のための啓発や情報提供を行ってきました。今後もこれらの取組をより積極的に進めます。また、条例に基づき、地域団体や各種団体などに対しては方針決定の場への女性の登用を働きかけるとともに、リーダーとして活躍できるよう女性の人材を育成します。

【施策の方向】

(1)各種審議会委員等への女性の積極的登用

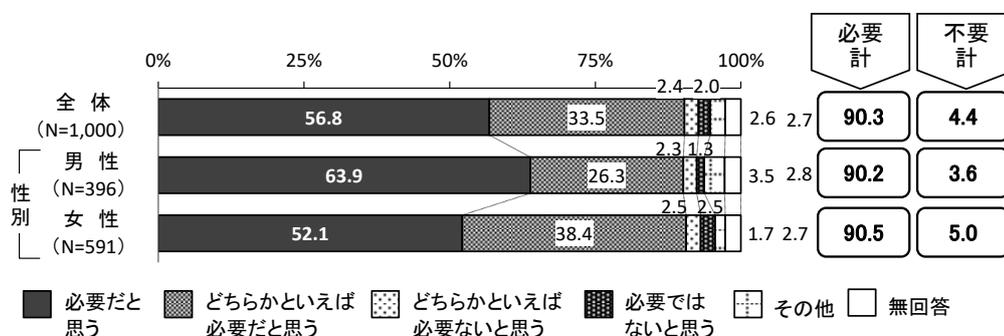
取組		取組内容	担当課
21	各種審議会等への女性登用率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指して、各種審議会委員の選出時には、女性委員の登用を働きかけていきます。 ○各種審議会等における男女の割合の不均衡解消を図ります。 	全課
22	各種審議会等の女性委員への情報提供と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会等の女性委員に対して、県などが行う女性リーダー育成に関する講座や研修などの情報提供を行い、参加を促進します。 ○女性委員の各種審議会等への参画推進のために女性委員の育成に向けた情報提供を行います。 	協働のまちづくり課

(2)地域活動における男女共同参画の促進

取組		取組内容	担当課
11	地域や団体への啓発(再掲)	○自治公民館における人権学習の中で男女共同参画に関する研修を行います。 ○社会教育関連団体等が行う研修や学習に対して男女共同参画の視点から啓発等を行います。	社会教育課 (P35 参照)
23	地域活動における女性リーダーの参画促進	○女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、人材育成や活動支援を行います。 ○女性の活躍に向けて、女性リーダー育成等に関する講座やセミナーに関する情報提供を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課 総務課

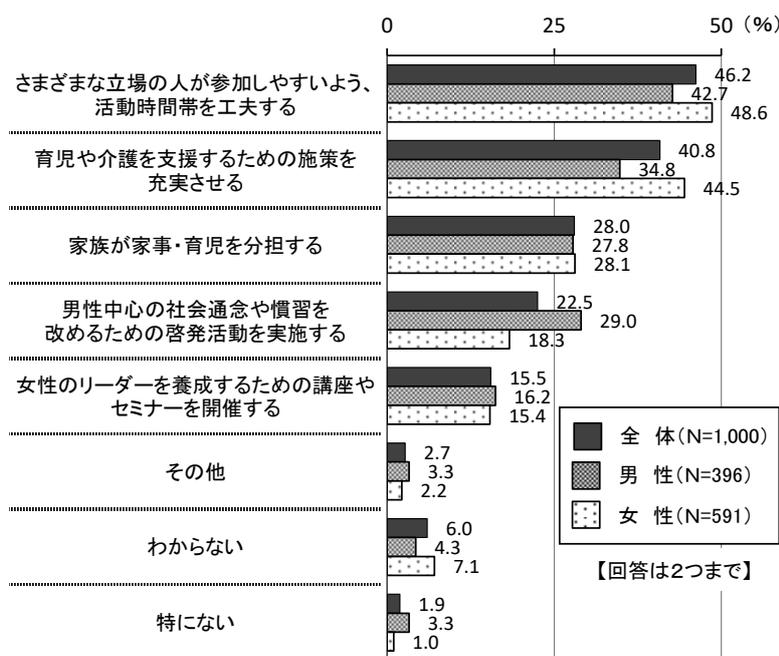
参考データ

図表4-2-7 地域の意思決定の場への女性の参加について [全体、性別]



資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

図表4-2-8 地域活動の女性リーダーを増やすために必要なこと [全体、性別]



資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり

基本施策1. 子育て・介護と就労との両立支援

【現状と課題】

少子高齢化が進行する中、世帯構成人数の減少など家族の小規模化や多様化により、育児や介護の負担が社会的な課題となっています。すべての人がそれぞれのライフステージに応じて多様な生き方を選択でき、その能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。条例第7条第2項では、事業者等は、事業や活動と家庭生活とを両立できるような環境の整備に努めることが定められています。町においても、性別に関わらず子育てや介護など家庭生活と就労を両立できるような支援を進める必要があります。

町民意識調査によると、家庭内の役割のうち「育児、子どものしつけ」「親の介護」は、依然として女性が中心となって行っている傾向がみられます。仕事と家庭の両立支援がこれまで以上に重要な課題となっています。

子育て支援や介護支援など、関係部署と連携し、仕事と家庭の両立支援策を男女共同参画の視点で進めます。また、子育てや高齢者・障がい者の介護を担っている人が性別にかかわらず相談できるような環境づくりを進めます。子育て中の保護者が講座や会議に参加しやすいよう、託児の体制を充実させていきます。

【施策の方向】

(1) 子育て・介護と就労との両立支援

取組		取組内容	担当課
24	子育てと就労の両立支援サービスの充実	○町民意識調査結果を踏まえ、必要なニーズを検討し両立支援サービスの向上を図ります。 ○子育てをしている人が安心して就労できるよう低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 学校教育課
25	介護と就労の両立支援サービスの充実	○介護保険制度について、広く周知を行います。 ○介護をしている人の負担を軽減するため、相談窓口の情報提供や介護保険サービスの周知を行います。	介護福祉課
26	講座・会議等での託児の実施	○町が実施する講座や会議等で参加者のニーズに応じて託児に対応できるようにします。	全課

基本施策2. 困難な状況に置かれている人への支援

【現状と課題】

国民生活基礎調査によると、現在、自宅で高齢者の介護をしている人の約3分の1が男性であり、また、経済産業省では、2030年(令和12年)には家族を介護する人の4割が働きながら介護をすることになると推計しています。今後は、育児と介護を同時に行う「ダブルケア」をする人も増加するとみられており、男女を問わず介護者への支援がますます重要な課題となっています。また、2024年(令和6年)に施行された困難女性支援法では、女性が抱える問題の多様化、複雑化、複合化に対応するために市町村には最も身近な相談先としての役割と必要な支援の包括的な提供を求めています。

誰もが生涯にわたって健やかに安心して生活できるよう、高齢者や障がい者を介護する人への支援として、それぞれのニーズを踏まえた多様な支援ができるよう相談体制を充実します。高齢者が住み慣れた地域で、知識や経験を生かして自立して生活できるよう生活支援や介護予防対策に取り組みます。ひとり親家庭や社会的に不利な立場に置かれやすい人たちに対しては、誇りと希望を持って自立した生活を送ることができるよう、男女で異なるニーズや性の多様性に配慮した適切な支援を進めます。

【施策の方向】

(1) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

取組		取組内容	担当課
27	介護者・養護者に対する支援の充実	○地域包括支援センターについて広く周知していきます。 ○家族の介護や養護をしている人が相談しやすい体制を整備し、相談者への適切な支援に努めます。	介護福祉課
28	自立支援施策の充実	○介護予防教室等の啓発講座やボランティア育成講座を開催し、高齢者等の生きがいをづくりに取り組みます。 ○高齢者、障がい者等の生活支援体制整備等による生活自立に向けた福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課

(2) ひとり親家庭への支援

取組		取組内容	担当課
29	ひとり親家庭への経済的支援	○ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。 ○県や関係機関とも連携し、必要な世帯への適切な支援が確実に届くよう情報提供していきます。	総合窓口課 学校教育課
30	ひとり親家庭の相談の充実	○相談に応じて、関係各課、関係機関と連携して、適切な支援を行います。 ○ひとり親家庭の様々なニーズに応じた支援が行えるよう、相談体制を充実していきます。	総合窓口課 介護福祉課 子ども未来課 学校教育課

(3)配慮を必要とする人々への支援

取組		取組内容	担当課
31	様々な困難を抱える人々への支援	<p>○高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える人々に対して、県や関係機関と連携して適切な支援を行います。</p> <p>○相談窓口等の適切な情報提供を行います。</p>	<p>総合窓口課 介護福祉課 協働のまちづくり課</p>
32	多様な性の理解推進	<p>○多様な性のあり方について、広報紙やホームページを活用して情報提供を行います。</p> <p>○町民の理解促進のため、町、県のパートナーシップ宣誓制度等について周知を行います。</p>	<p>協働のまちづくり課 社会教育課</p>

基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

基本施策1. 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

条例第3条第1項第8号では基本理念として「すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない」と定められています。生涯を通じた健康の保持のためには、性別によりかかりやすい病気の状況が異なるなど、それぞれの性に応じた健康づくりの取組が必要です。特に女性は妊娠や出産の可能性があり、ライフステージを通して男性とは異なった健康上の問題に直面することがあります。性についての正しい知識に基づいて自分自身の身体や性に関する自己決定をする権利、いわゆる「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、男女共同参画社会を形成していくうえで基盤となる権利です。

町民意識調査によると、妊娠や性に関して「女性の意思が尊重されるべき」に賛成しない男性は2割あり、リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての理解が浸透しているとは言えません。また、男性は、食事のとり方や栄養、生活習慣病の原因となる飲酒・喫煙など、健康についての関心が低い傾向が指摘されています。さらに、経済情勢や産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩みを抱え、ストレスを感じている就労者も増えています。

各種健康診断や健康相談、健康教育事業を通じ、町民一人ひとりが自身の健康を管理できるよう支援していきます。さらに、心の健康については、男女がともに相談しやすいよう、窓口を充実し支援体制を維持していきます。リプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進に向けて、様々な機会をとらえて年代に応じた啓発を実施します。また、女性特有の健康問題を踏まえ、妊娠出産期における母子の心身の健康保持や更年期への支援を充実します。子どもの発達段階に応じて人の権利や命を大切にすることを育む性教育を推進します。

【施策の方向】

(1) ライフステージに配慮した健康支援

取組		取組内容	担当課
33	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの心身の健康管理に主体的に取り組み、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、介護予防等に取り組みます。 ○メンタルヘルスに関する相談体制の充実、各種健診の受診率の向上を図ります。 	介護福祉課 健康づくり課
34	健康課題に応じて取り組む健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○性別による健康課題や状況の違いに配慮しながら、健康に関する相談体制の充実や各種健診の受診率の向上を図り、男女の健康づくりを支援します。 	健康づくり課

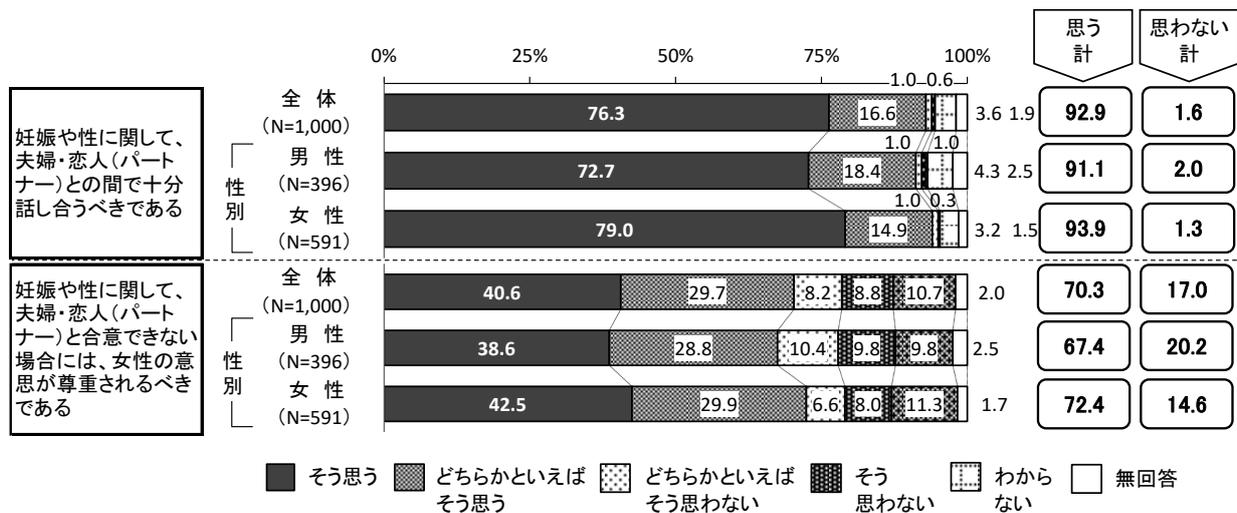
(2)リプロダクティブ・ヘルス&ライツ

(性と生殖に関する健康と権利)に関する理解の促進

取組		取組内容	担当課
35	リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する情報提供・啓発	○県と連携を図り、リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する情報提供を行い、町民が正確な知識と情報を得られるように啓発を行います。	学校教育課 協働のまちづくり課
36	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	○母子手帳交付時から妊娠・出産、子育て期にわたり母子の健康に関する支援を行います。 ○更年期における健康課題についても相談と支援を行います。	健康づくり課 子ども未来課
10	性教育の推進(再掲)	○児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課 (P35 参照)

参考データ

図表4-2-9 妊娠や性に関する考え方[全体、性別]



資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策2. あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく町の基本計画と位置づけています。また、条例第9条第2項では「すべての人は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない」と人権侵害行為を禁止しています。

困難女性支援法では、性的な被害者やDV被害者など社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）に対して、本人の立場に寄り添った切れ目のない包括的な支援が求められています。また、DVは、児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生するため、市内の連携とともに市外の関係機関等と連携した支援が必要です。

町民意識調査では、DVの被害経験がある人は7.4%あり、DVを受けた人の相談相手は身近な「家族や親戚」と「友人・知人」が中心で、公的機関や専門機関への相談はほとんどありません。DVを受けた人のうちどこにも相談しなかった人は52.7%となっています。

DVやセクシュアル・ハラスメントをなくすために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も高く、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」の教育に関する項目も高くなっていました。

DV被害者が身近な人に相談した場合に適切に対応できるよう、町民がDVの理解を深める啓発や情報提供を充実させます。デートDV（交際相手からの暴力）の防止については、県と連携して若年者を対象とした予防教育を行います。

町では電話によるDV相談「かすや地区女性ホットライン」を設置しており、今後は被害者や支援者に相談窓口の情報が届くよう周知を図ります。また、町の様々な業務においてDV被害者に対応する可能性のある職員に対して研修を実施します。DV被害者の安全確保や自立に向けては、関係機関との連携強化の下に適切な支援を提供します。その際には、被害者の個人情報保護を徹底します。

性暴力を根絶するための啓発を進めるとともに、被害者に支援が届くよう県の「性暴力被害者センター・ふくおか」などの情報を提供します。ハラスメントについては、職場だけでなく地域や学校などあらゆる場で起きる人権侵害であるとの認識を高めて、相談窓口の情報を提供します。

【施策の方向】

(1)DV防止のための啓発

取組		取組内容	担当課
37	DV防止に関する啓発の充実	○DV防止に向けた啓発資料等の作成等を行い、DVに対する認識を深めるよう啓発します。 ○広報紙やホームページ等を通じてDV防止について啓発を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課
38	デートDV防止に関する教育	○県と連携を図り、デートDV防止について若年者に向けた予防教育を行います。	学校教育課

(2)DV相談体制と被害者保護・支援の充実

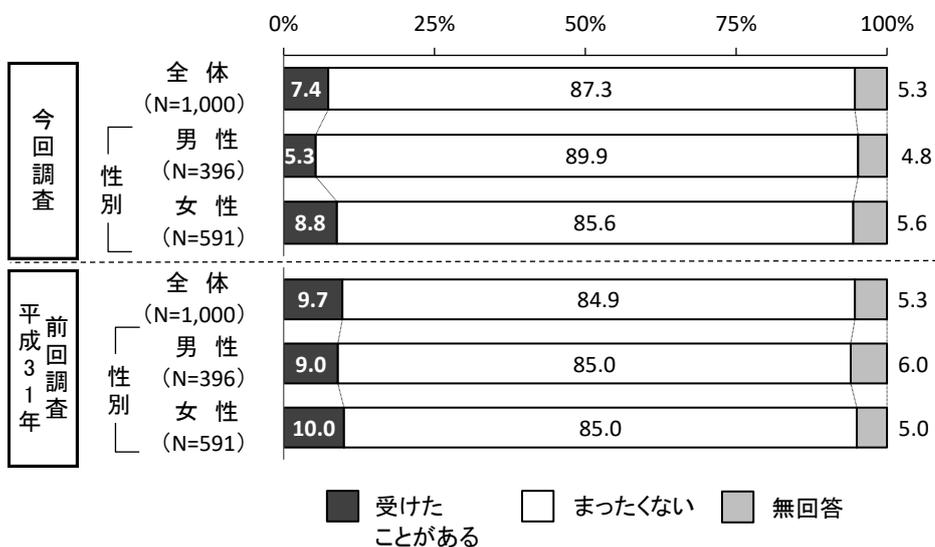
取組		取組内容	担当課
39	相談窓口等の情報提供と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者の相談窓口について、必要な人に情報が届くようさらに周知を図ります。 ○被害者からの相談に、関係機関と連携を図りながら必要な情報を提供します。 	介護福祉課 協働のまちづくり課 こども未来課 総合窓口課
40	関係職員及び機関のDVへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、関係各課において相談対応等について情報共有を図ります。 ○研修等を通して、職員のDVに対する理解促進と相談対応の向上を図ります。 	介護福祉課 総合窓口課 社会教育課
41	かすや地区女性ホットラインの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力をはじめとする様々な悩みに対する相談窓口について、必要な人に情報が届くようさらに周知を図ります。 	介護福祉課 協働のまちづくり課
42	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課との連携による庁内連絡会議を設置し、情報共有に努めます。 ○警察や民生委員等の関係機関と連携してDV被害者の早期発見と迅速で適切な支援を行います。 	介護福祉課 総合窓口課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
43	個人情報保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○行政事務において、DV被害者等に関する個人情報の保護が徹底されるよう職員研修を行うなど、個人情報保護の体制強化を図ります。 	全課
44	DV被害者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者に対して関係機関と連携を図りながら支援策について情報を提供して、生活自立に向けて支援していきます。 	介護福祉課

(3)性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進

取組		取組内容	担当課
45	性暴力根絶に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○性暴力根絶に向けて、広報やホームページ等を活用した周知と啓発に努めます。 	協働のまちづくり課
46	性暴力被害者保護と自立支援策の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の相談窓口について、情報提供を行います。 ○関係各課や関係機関と連携した被害者の保護と自立に向けた支援策について情報を提供します。 	介護福祉課 協働のまちづくり課
47	ハラスメントの防止のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域、職場、学校など様々な場面におけるハラスメント防止のため、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報を提供します。 	協働のまちづくり課

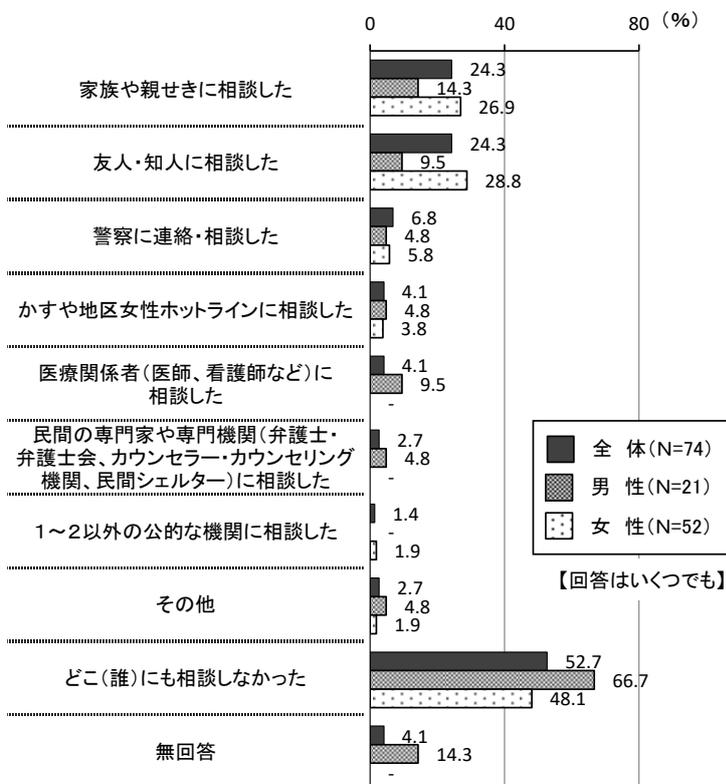
参考データ

図表4-2-10 この3年間の暴力の経験[全体、性別](前回調査比較)(再掲)



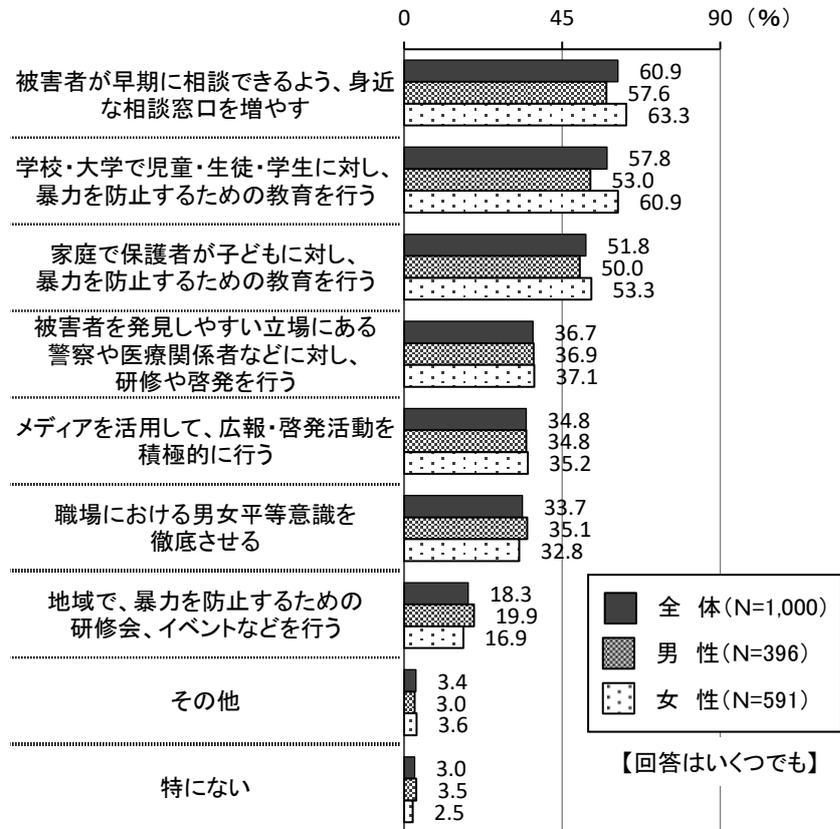
資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

図表4-2-11 暴力を受けたときの相談先[全体、性別]



資料:2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

図表4-2-12 セクシュアル・ハラスメント、DVなどをなくすために必要なこと
 [全体、性別]



資料：2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策3. 防災における男女共同参画の促進

【現状と課題】

地域社会は、介護・育児・防災・防犯への助け合いなど、人々の生活の重要な基盤となっています。東日本大震災の教訓を踏まえて、国や県においては、地域における防災・復興体制について男女共同参画の視点での強化を進めており、そのために国や県と市町村との連携が求められています。災害時には平常時における社会課題が顕著にあらわれるため、平素から地域の防災活動への女性の参画を進めておかねばなりません。

町民意識調査によると、防災や震災対応に男女共同参画の視点を生かすために「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」が最も高く、女性では4割を超えていました。災害対策に性別や年齢の違い、障害の有無などで異なる対応が求められます。

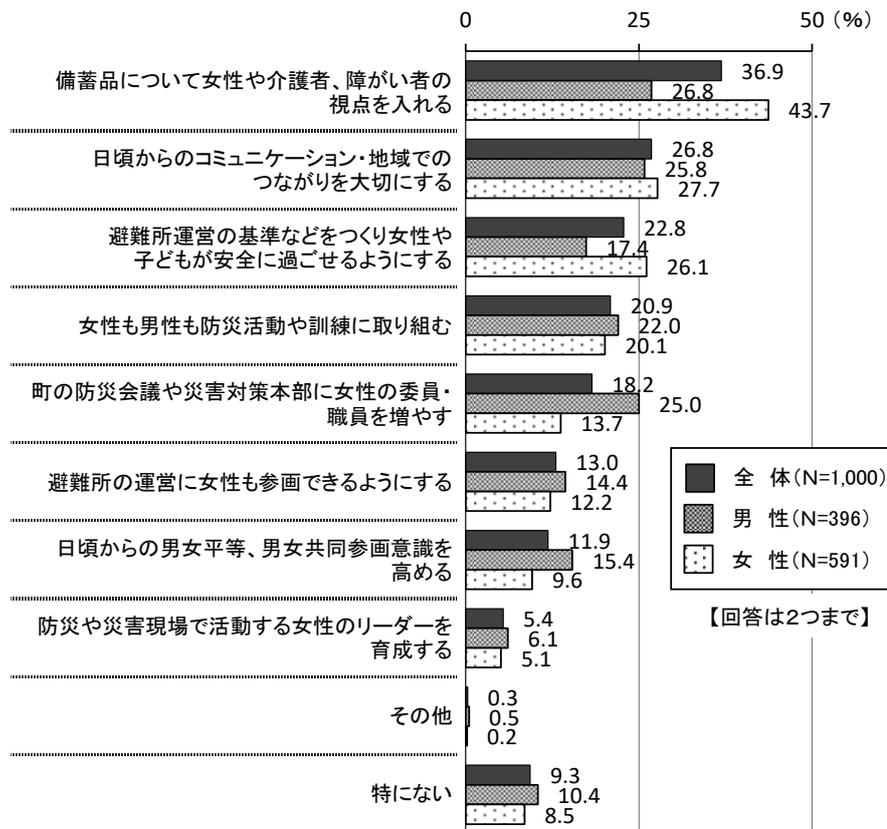
多様な視点からの発想が災害対策に盛り込まれるよう、また、防災活動を通して地域における男女共同参画が促進されるよう、今後も地域団体の支援を進めます。また、地域における男女共同参画の視点を持った自主防災組織の育成や女性消防団員の加入促進等を働きかけることで地域防災力の向上を図ります。

【施策の方向】

(1) 防災における男女共同参画の促進

取組		取組内容	担当課
48	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	○災害対策に、多様な視点や発想が活かされるよう、男女共同参画の視点を取り入れます。	協働のまちづくり課
49	自主防災組織での女性の活躍促進	○自主防災組織に対する防災講座や避難訓練等が、男女共同参画の視点を取り入れた活動となるよう啓発していきます。 ○女性が活躍する防災ボランティア団体の活動を支援していきます。	協働のまちづくり課

図表4-2-13 日頃の防災対応に男女共同参画の視点を取り入れるために必要なこと
 [全体、性別]



資料：2023年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

■推進体制

条例第17条第1項第2号では「性にかかわらず職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、職域の拡大、能力向上の機会を確保すること」、同項第3号では「職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度において、性にかかわらず活用できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めること」と定められています。これらの条例や次世代育成対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、町では「粕屋町特定事業主行動計画」を策定し、男性の育児休業等の取得の促進、時間外勤務の削減、女性職員の活躍の推進などに向けた具体的な取組を進めています。これらの取組のさらなる充実を図ります。

条例第12条で「町は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画社会の形成の推進に配慮しなければならない」と定められており、条例第18条では「町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする」とされています。これらの条例に基づき、すべての施策に男女共同参画の視点で取り組めるように、全庁的な推進体制を整備し、一人ひとりの職員の意識を高める研修を実施します。

また、事業の推進にあたっては、町民、事業所、関係団体と連携し、協働できる体制を強化します。さらに、条例第20条では、男女共同参画に関わる施策や人権侵害に対する苦情処理制度が定められています。この制度が有効に活用できるよう、今後も周知及び利用促進を図ります。

町の広報や出版物は公共性や信頼性が高く影響が大きいいため、条例第10条では「すべての人は公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担意識若しくは性に基づく暴力などの人権侵害を連想させ、又は助長する表現その他の不必要な性的表現を行わないよう配慮しなければならない」と定めています。本町では、国のガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用して社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現となるよう組織内に働きかけます。

計画の実施状況については、町民の代表を中心に構成される「粕屋町男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、それらが計画の推進に反映できるよう関係課との調整を行います。

(1)特定事業主行動計画の推進

取組		取組内容	担当課
50	両立のための職場理解と制度の普及促進	○職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、休暇制度の周知と取得を促進します。	総務課
51	女性職員の登用拡大	○男女が共に粕屋町の対等な職員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整え、管理監督者への登用を進めるとともに性別にとらわれない職場配置を行います。	総務課

取組		取組内容	担当課
52	女性職員のリーダーの養成	○男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課
53	町職員に対する研修の実施	○町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課

(2)推進体制の整備

取組		取組内容	担当課
54	庁内推進体制の整備	○粕屋町における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制の整備を進めます。	協働のまちづくり課
55	町民との協働	○男女共同参画の視点で、町民、事業所、関係団体と行政が連携して地域課題の解決や地域活性化を図ります。	全課
56	社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用	○広報物等の作成にあたっては、国ガイドラインを活用して、男女の固定的性別役割分担意識を助長することのない表現の使用を徹底します。	全課
57	男女共同参画苦情処理制度の周知	○町が実施する男女共同参画に関する施策に対する苦情や救済の申し出を適切に反映できるように、苦情対応の周知を図ります。	協働のまちづくり課
58	町職員に対する研修の実施	○町職員に対して男女共同参画やハラスメント、特定事業主行動計画の推進等に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課

(3)計画の点検・評価

取組		取組内容	担当課
59	計画の点検・評価	○計画の進捗状況を把握するため、担当課が各施策の評価を行い、審議会による点検と評価を行い、公表します。	全課

■計画の成果指標

成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
「男女共同参画社会」の認知率	63.6%	70.0%
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担の考え方について、同感しない人の割合	65.8%	70.0%
「育児、子どものしつけ」の役割分担について、夫と妻と同程度で行っていると答える人の割合	32.1%	40.0%
各種審議会の女性の登用率	34.1%	50.0%
地域の役職への女性の登用率 (行政区長)	4.2% (令和6年4月)	30.0%
DVに関する相談窓口の認知率 ※	14.8%	70.0%
「暴力を受けた経験のある人のうち相談をしなかった人」の割合	52.7%	30.0%

※現状値(令和5年度)は、『DV相談窓口「かすや地区女性ホットライン」の認知率』を掲載。

第2次粕屋町男女共同参画計画では、『地域の役職への女性の登用率』を新たな成果指標として目標値を設定しています。

※成果指標「育児、子どものしつけ」の役割分担について、夫と妻と同程度で行っていると答える人の割合について、現状値は、回答者総数 843 人から「該当しない・わからない」203人を除いた 640 人のうち「夫と妻と同程度で行っている」206人の割合を算出しています。